

# 平成 25 年度 土壤汚染対策法の施行状況及び 土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果

平成 27 年6 月

環境省 水・大気環境局

# 目 次

1. 調査の概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査対象	1
2. 土壤汚染対策法の施行状況	2
2.1 平成 25 年度の施行状況	2
2.2 都道府県・政令市別の施行状況	10
2.3 年度別の施行状況	13
3. 土壤汚染状況調査及び区域の指定事例	16
3.1 土壤汚染状況調査について	16
3.1.1 法第 3 条に基づく調査	16
3.1.2 法第 4 条に基づく調査	23
3.1.3 法第 5 条に基づく調査	24
3.1.4 調査の省略を行った事例	24
3.1.5 法第 14 条に基づく指定の申請	25
3.1.6 過去に調査が行われていた土地での調査事例	25
3.1.7 調査対象物質・調査方法	26
3.1.8 業種区分	27
3.2 区域の指定について	28
3.2.1 要措置区域等の指定状況	28
3.2.2 指定区域対象物質	32
3.2.3 業種区分	34
3.2.4 汚染の規模（面積・深度・土量）	35
3.2.5 事例別にみられた影響	38
3.2.6 摂取経路	39
3.2.7 汚染原因	40
3.2.8 汚染原因者	41
4. 土壤汚染対策事例	43
4.1 指示措置の内容	43
4.2 対策の実施内容	44
4.3 基準適合認定申請の実施状況	45
4.4 汚染土壤の搬出及び処理の状況	45
5. 汚染土壤処理業	46
5.1 汚染土壤処理施設	46
6. 自治体の取組状況等	49
6.1 法対象外の事例を含めた調査事例	49
6.2 土壤汚染調査事例及び基準不適合事例数	50
6.3 特定有害物質別基準不適合事例数	51
6.4 建設発生土等の土壤汚染の把握状況	52
6.5 条例等の制定状況	54
6.6 権限を委譲している自治体	66
6.7 基金・補助融資制度等	67

## 1. 調査の概要

### 1.1 調査目的

本調査は、土壌汚染対策法の施行状況及び都道府県、法第64条に基づき政令で定める市（以下、「政令市」という。）が把握している土壌汚染事例を把握し、整理することにより、土壌汚染調査・対策の現状について公表するとともに、今後の土壌汚染対策の推進に資する資料としてとりまとめることを目的としている。

### 1.2 調査対象

全国の47都道府県及び110政令市の土壌汚染担当部局を対象とした。都道府県においては、政令市以外の市区町村における土壌汚染について回答を求めた。

- ・ 法施行日（平成15年2月15日）から平成26年3月31日までの間に、法に基づき土壌汚染状況調査を実施した事例等
- ・ 平成26年3月31日現在の自治体の取組状況

表 1-1 調査対象自治体数

調査対象年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	82	82	93	96	98	99	100	100
調査対象自治体数	129	129	140	143	145	146	147	147

調査対象年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	101	106	107	108	108	108	109	110
調査対象自治体数	148	153	154	155	155	155	156	157

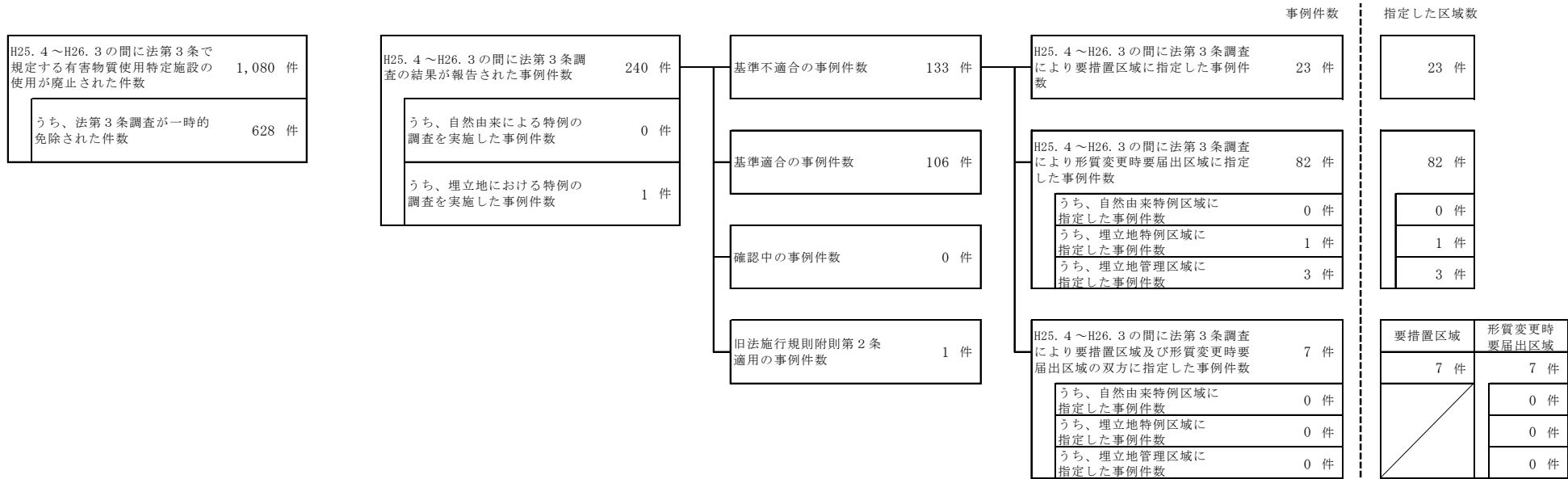
## 2. 土壌汚染対策法の施行状況

### 2.1 平成 25 年度の施行状況

#### 1) 調査の契機別の施行状況

平成 25 年度の調査の契機別の施行状況について図 2-1 から図 2-4 に示す。図 2-1 は有害物質使用特定施設の廃止時における調査（以下、「法第 3 条調査」という。）に関する状況を、図 2-2 は一定規模以上の形質の変更が行われる場合の調査（以下、「法第 4 条調査」という。）に関する状況を、図 2-3 は、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の調査（以下、「法第 5 条調査」という。）に関する状況を、図 2-4 は自主的な調査の結果による当該土地の区域の指定の申請（以下、「法第 14 条申請」という。）に関する状況を示し、図 2-5 にこれらの概要を示す。また、措置の実施に伴い、指定区域の解除又は変更の状況を図 2-6 に示す。

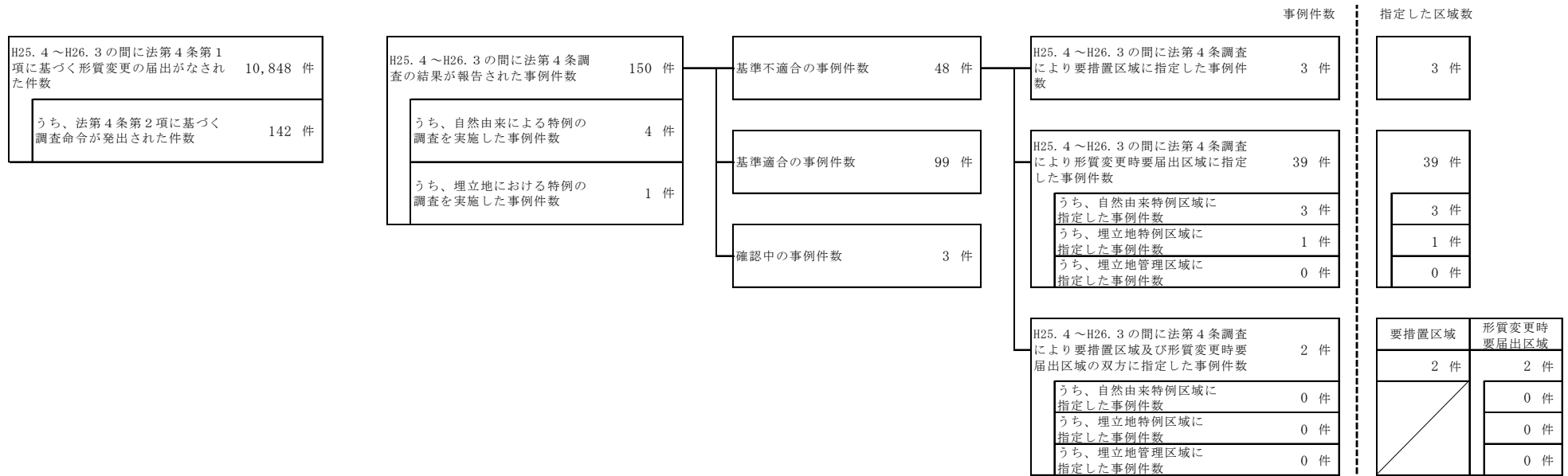
平成 25 年度における有害物質使用特定施設の使用廃止件数は 1,080 件、法第 3 条第 1 項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は 240 件、調査義務の一時的免除件数は 628 件であった。平成 25 年度における法第 4 条第 1 項に基づく形質変更時の届出件数は 10,848 件、法第 4 条第 2 項に基づく調査命令の発出は 142 件、土壌汚染状況調査の結果報告件数は 150 件であった。平成 25 年度における法第 5 条第 1 項に基づく調査命令の発出は 0 件であった。平成 25 年度における法第 14 条第 1 項に基づく指定の申請件数は 298 件であった。平成 25 年度における法第 6 条第 1 項に基づく要措置区域の指定区域数は 73 件、法第 11 条第 1 項に基づく形質変更時要届出区域の指定区域数は 407 件であった。



注1)「事案件数」と「指定した区域数」は1つの事例に対して複数の指定が行われる、又は複数の事例に対して1つの指定が行われる等があるため、一致しない。

注2)「基準不適合の事案件数」は、区域指定審査中の事案件数を含むため、区域指定が行われた事案件数の総数の和と一致しない。

図 2-1 法第3条調査に関する状況



注1) 「事案件数」と「指定した区域数」は1つの事例に対して複数の指定が行われる、又は複数の事例に対して1つの指定が行われる等があるため、一致しない。  
 注2) 「基準不適合の事案件数」は、区域指定審査中の事案件数を含むため、区域指定が行われた事案件数の総数の和と一致しない。

図2-2 法第4条調査に関する状況

H25. 4～H26. 3の間に法第5条第1項に基づく調査命令発出事例件数	0 件
うち、地下水の飲用等の可能性があるもの	0 件
うち、直接摂取の可能性のあるもの	0 件

H25. 4～H26. 3の間に法第5条第2項に基づき知事が自ら調査した事例件数	0 件
うち、地下水の飲用等の可能性があるもの	0 件
うち、直接摂取の可能性のあるもの	0 件

H25. 4～H26. 3の間に法第5条調査の結果が報告された事例件数	0 件
うち、自然由来による特例の調査を実施した事例件数	0 件
うち、埋立地における特例の調査を実施した事例件数	0 件

基準不適合の事例件数	0 件
------------	-----

基準適合の事例件数	0 件
-----------	-----

確認中の事例件数	0 件
----------	-----

H25. 4～H26. 3の間に法第5条調査により要措置区域に指定した事例件数	0 件
---	-----

H25. 4～H26. 3の間に法第5条調査により形質変更時要届出区域に指定した事例件数	0 件
うち、自然由来特例区域に指定した事例件数	0 件
うち、埋立地特例区域に指定した事例件数	0 件
うち、埋立地管理区域に指定した事例件数	0 件

H25. 4～H26. 3の間に法第5条調査により要措置区域及び形質変更時要届出区域の双方に指定した事例件数	0 件
うち、自然由来特例区域に指定した事例件数	0 件
うち、埋立地特例区域に指定した事例件数	0 件
うち、埋立地管理区域に指定した事例件数	0 件

事例件数

指定した区域数

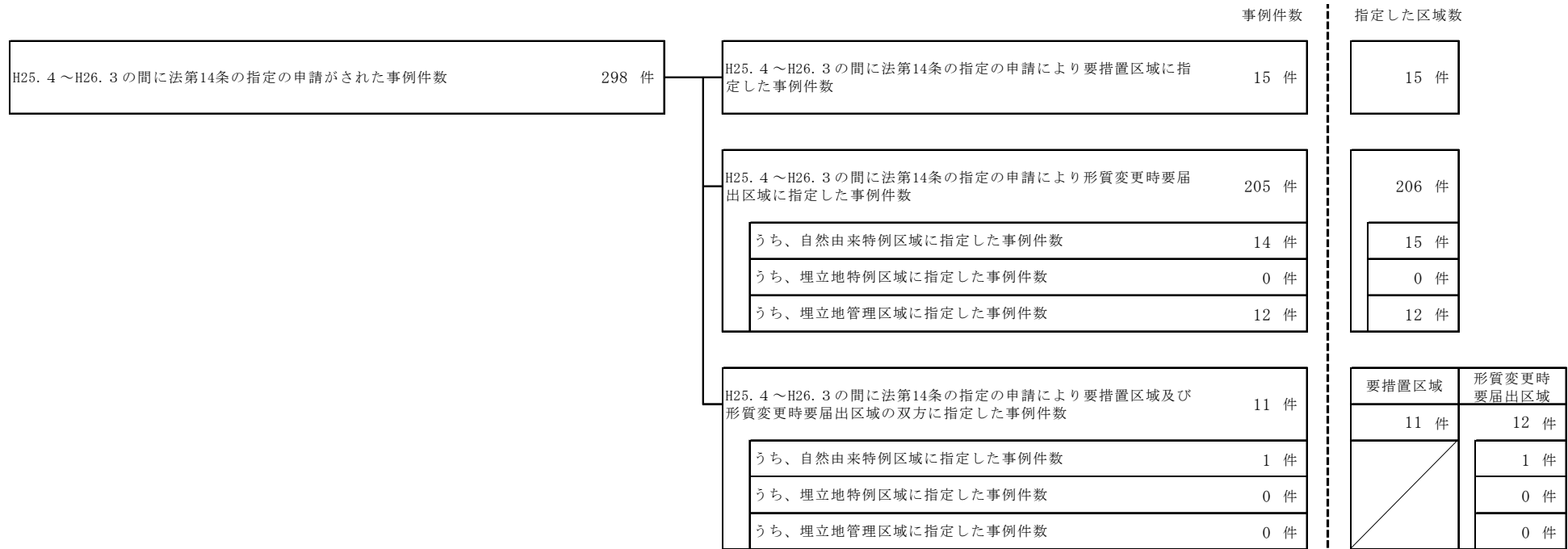
0 件
-----

0 件
-----

0 件
0 件
0 件

要措置区域	形質変更時 要届出区域
0 件	0 件
/	0 件
	0 件
	0 件

図 2-3 法第5条調査に関する状況

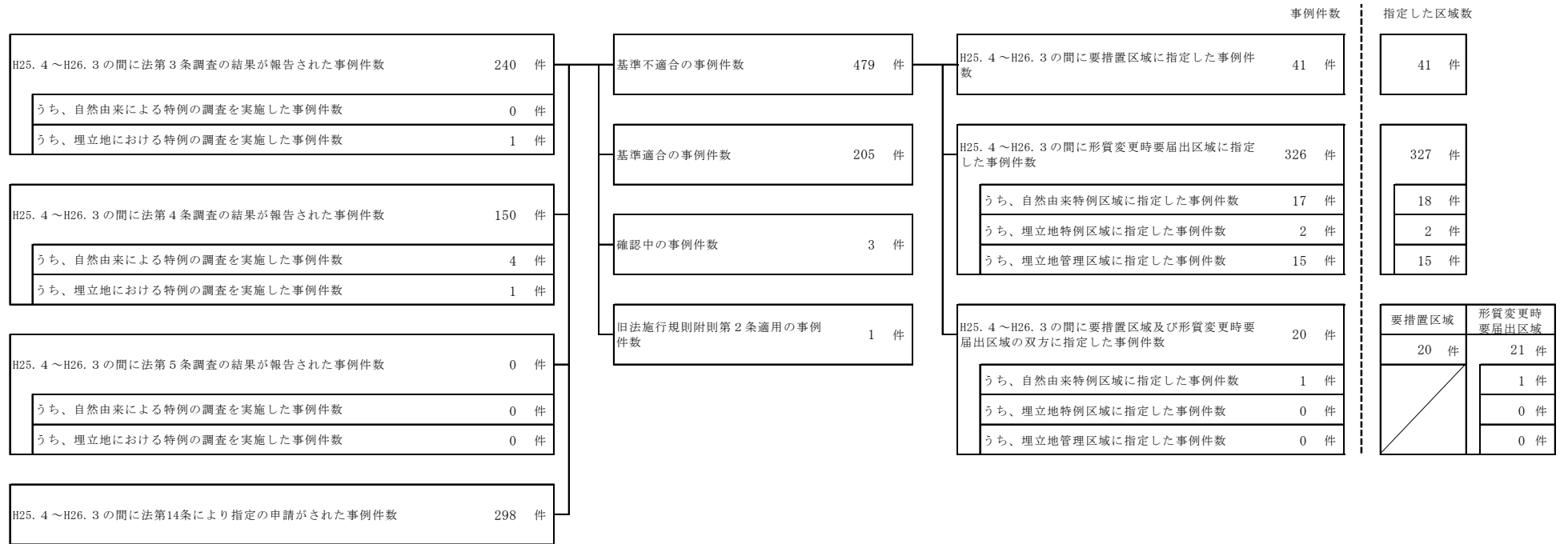


注1) 「事例件数」と「指定した区域数」は1つの事例に対して複数の指定が行われる、又は複数の事例に対して1つの指定が行われる等があるため、一致しない。

注2) 「指定の申請がされた事例件数」は、区域指定審査中の事例件数を含むため、区域指定が行われた事例件数の総数の和と一致しない。

図2-4 法第14条申請に関する状況



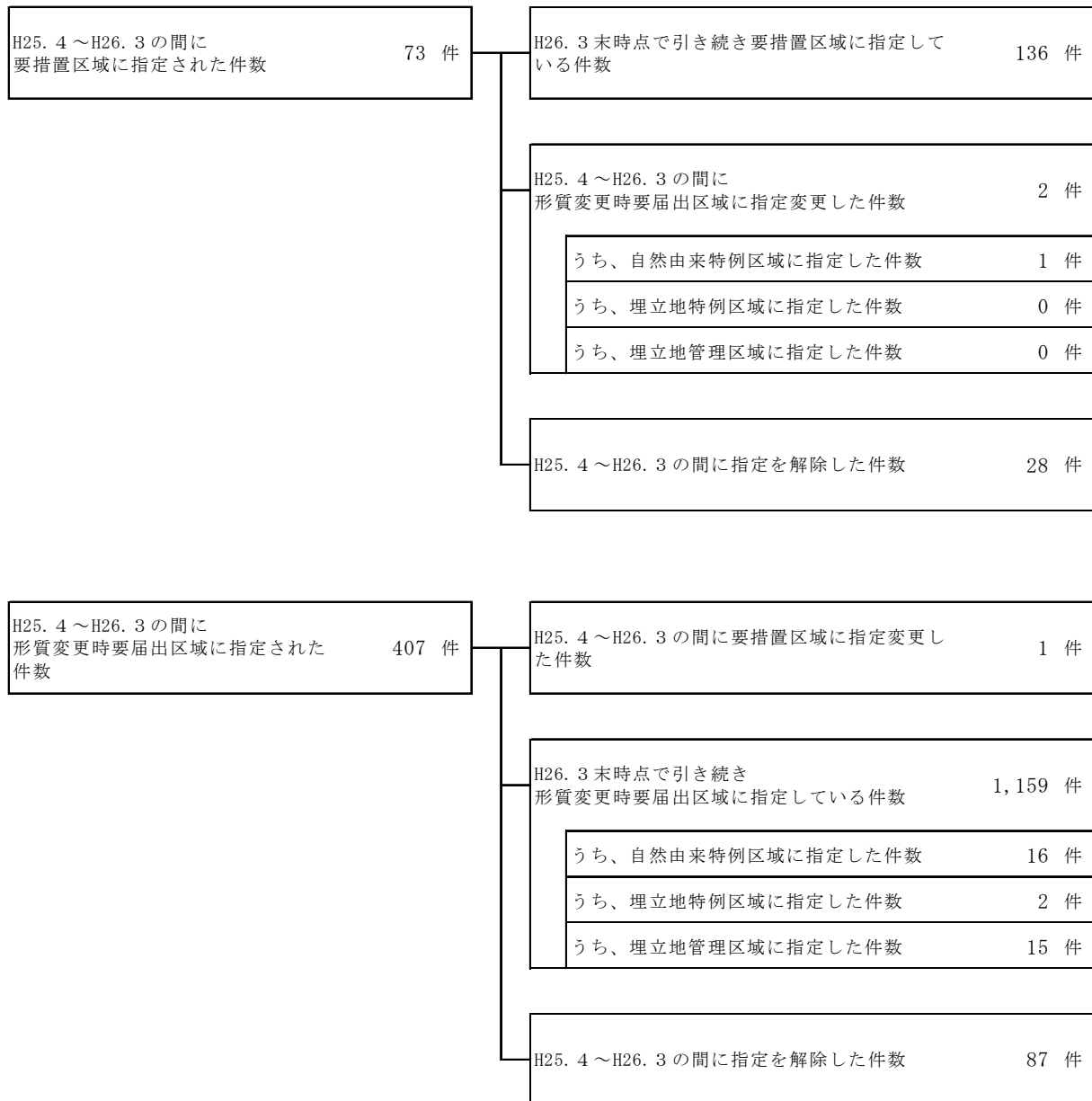


注1) 「事案件数」と「指定した区域数」は1つの事例に対して複数の指定が行われる、又は複数の事例に対して1つの指定が行われる等があるため、一致しない。

注2) 「基準不適合の事案件数」は、区域指定が行われた事案件数の総数に加え、区域指定審査中の事案件数を含むため、一致しない。

注3) 「指定した区域数」は法の調査契機が重複したものがあるため図2-1～4の合計と一致しない。

図2-5 法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査及び法第14条申請の施行状況概要



注1) 要措置区域等の指定件数は、平成25年4月までに調査結果が報告された事例件数を含むため、図2-5と一致しない。

注2) 指定の解除又は変更の状況は、平成25年度に新たに指定された要措置区域等に加え、これまでに指定されている要措置区域等の状況も含む。

図2-6 指定の解除又は変更の状況

## 2) 条項別の施行状況

平成25年度の条項別の施行状況を以下に示す。

### 法第2章 土壤汚染状況調査

#### ・法第3条関係

有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	1,080	件
調査結果が報告された件数	240	件
調査義務が一時的に免除された件数（第1項ただし書き）	628	件

#### ・法第4条関係

形質変更の届出件数	10,848	件
調査命令発令件数	142	件
調査結果が報告された件数	150	件

#### ・法第5条関係

調査命令発令件数	0	件
----------	---	---

### 法第3章 区域の指定等

#### ・法第6条関係（要措置区域）

指定件数	73	件
解除件数	28	件
形質変更時要届出区域への指定変更件数	2	件

#### ・法第7条関係（汚染の除去等の措置）

措置の指示件数	76	件
上記指示のうち、土壤汚染を生じさせる行為をした者に対する指示	18	件
指示措置等を講じていないと認められた場合の命令件数	0	件

#### ・法第11条関係（形質変更時要届出区域）

指定件数	407	件
解除件数	87	件
要措置区域への指定変更件数	1	件

#### ・法第12条関係（形質変更時要届出区域内における形質変更の届出等）

届出件数	784	件
計画変更命令件数	0	件

#### ・法第14条関係（指定の申請）

申請件数	298	件
------	-----	---

### 法第4章 汚染土壤の搬出等に関する規制

#### ・法第16条関係（汚染土壤の搬出時の届出等）

届出件数	630	件
認定申請件数	29	件
計画変更命令件数	0	件

#### ・法第19条関係（措置命令）

措置命令件数	0	件
--------	---	---

#### ・法第22～25条関係（汚染土壤処理業）

申請件数	3	件
更新件数	0	件
事故の届出件数	3	件
変更の許可申請件数	9	件
変更の届出件数	124	件
休止の届出件数	2	件
廃止の届出件数	0	件
再開の届出件数	4	件
改善命令件数	0	件
許可の取消件数	0	件
停止命令件数	0	件

### 法第7章 雑則

#### ・法第54条関係

第1項 報告・検査件数	367	件
第3項 報告・検査件数	51	件
第4項 報告・検査件数	112	件

#### ・法第55条関係：協議件数

	7	件
--	---	---

#### ・法第56条関係：意見陳述件数

	37	件
--	----	---

#### ・法第65条関係：違反件数

	0	件
--	---	---

#### ・法第66条関係：違反件数

	0	件
--	---	---

#### ・法第67条関係：違反件数

	0	件
--	---	---

#### ・法第68条関係：違反件数

	0	件
--	---	---

#### ・法第69条関係：違反件数

	0	件
--	---	---

## 2.2 都道府県・政令市別の施行状況

都道府県・政令市別の施行状況を表 2-1 に示す。法第 3 条に基づく有害物質使用特定施設の廃止件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多く、調査結果報告件数についても「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。一時的免除件数は、「関東地区」、「中部地区」、「近畿地区」の順に多かった。

法第 4 条に基づく形質変更届出件数は、「関東地区」、「九州地区」、「中部地区」の順に多く、調査命令件数及び調査結果報告件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。法第 6 条に基づく要措置区域の指定件数は、「関東地区」、「中部地区」および「近畿地区」の順に多く、法第 11 条に基づく形質変更時要届出区域の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」および「中国四国地区」の順に多かった。法第 14 条に基づく指定の申請件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

表 2-1 都道府県・政令市別の施行状況（届出・命令・報告等）

(件数)

都道府県・政令市	法第3条			法第4条		調査結果報告件数	法第6条 要措置区域 件数	法第11条 形質変更時 要届出区域 件数	法第14条 申請件数
	有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	調査結果 報告件数	形質変更 届出件数	うち、調査命令 件数				
北海道	2	2	1	1,068	0	0	0	4	3
札幌市	8	4	1	79	1	1	0	0	0
函館市	0	0	0	12	0	0	0	1	1
旭川市	3	2	0	30	0	0	0	0	0
計	13	8	2	1,189	1	1	0	5	4
青森県	3	2	1	85	0	0	0	0	0
青森市	0	0	0	4	0	1	0	1	1
八戸市	1	0	0	20	0	0	0	0	0
岩手県	13	13	1	303	2	2	0	0	0
盛岡市	0	0	0	22	0	0	0	0	0
宮城県	6	3	0	291	1	1	0	2	2
仙台市	3	2	1	72	0	0	3	9	10
秋田県	8	5	0	30	0	0	0	0	0
秋田市	3	1	0	12	0	0	0	0	0
山形県	10	10	4	99	1	1	0	2	0
山形市	3	2	0	20	0	0	0	0	0
福島県	18	12	7	164	1	1	2	4	2
福島市	2	0	1	28	2	2	0	0	0
郡山市	6	5	0	16	0	0	0	2	1
いわき市	1	1	0	57	0	0	0	1	0
計	77	56	15	1,223	7	8	5	21	16
茨城県	33	23	1	238	2	2	0	1	0
水戸市	2	0	1	45	0	0	0	0	0
つくば市	44	32	1	38	1	1	1	0	0
栃木県	17	15	1	253	4	4	1	1	1
宇都宮市	4	4	0	32	1	1	0	0	0
群馬県	10	10	1	148	4	4	0	1	0
前橋市	1	1	1	48	2	2	0	2	1
高崎市	5	2	0	30	0	0	0	0	0
伊勢崎市	2	0	4	22	0	0	0	0	0
太田市	3	2	1	31	0	0	0	0	0
埼玉県	32	19	13	213	8	8	7	16	5
さいたま市	7	4	0	40	1	0	0	0	0
川越市	9	6	2	23	0	0	0	1	0
熊谷市	1	1	0	10	0	0	0	0	0
川口市	1	0	1	14	1	3	1	2	1
所沢市	5	3	1	16	0	0	0	0	0
春日部市	0	0	0	9	0	0	0	0	0
草加市	2	1	1	11	0	0	1	0	0
越谷市	3	0	4	7	0	0	1	3	0
千葉県	18	7	0	172	1	1	0	3	4
千葉市	4	2	1	32	0	0	1	3	3
市川市	0	0	0	18	0	0	0	2	2
船橋市	2	0	1	30	0	0	1	1	1
松戸市	3	2	1	15	0	0	0	1	0
柏市	1	0	0	48	0	0	0	0	0
市原市	2	1	0	33	2	2	0	1	0
東京都	90	22	44	406	0	0	14	96	100
八王子市	9	5	5	26	0	0	3	2	0
町田市	0	0	0	8	0	0	0	0	0
神奈川県	11	10	2	70	7	7	3	3	0
横浜市	53	25	13	79	3	3	1	9	2
川崎市	15	9	4	52	0	0	0	9	4
相模原市	6	12	4	33	7	7	1	5	2
横須賀市	2	1	2	12	0	0	0	1	0
平塚市	4	1	1	17	7	7	1	2	0
藤沢市	9	9	1	15	0	0	0	0	0
小田原市	0	0	0	8	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	2	0	0	5	4	4	0	1	0
厚木市	2	1	0	20	3	3	0	0	0
大和市	2	0	1	9	0	0	0	2	1
新潟県	19	13	6	182	4	4	1	5	1
新潟市	4	0	3	65	4	4	0	1	0
長岡市	0	0	0	31	2	2	0	1	0
上越市	2	1	0	24	0	0	0	0	0
山梨県	10	10	2	124	0	0	0	3	2
甲府市	0	0	0	12	0	0	0	0	0
静岡県	12	11	1	155	2	2	1	4	5
静岡市	3	2	0	29	0	0	0	0	0
浜松市	5	5	2	46	0	0	1	0	0
沼津市	3	0	1	14	0	0	0	0	0
富士市	4	2	1	31	0	0	0	0	0
計	478	274	129	3,049	70	71	39	182	135
富山県	12	12	0	88	0	0	0	0	0
富山市	3	3	0	58	0	0	0	1	0
石川県	2	0	2	56	0	0	1	1	0
金沢市	1	1	3	25	0	0	1	2	2
福井県	5	5	0	68	4	4	0	3	0
福井市	4	1	1	33	1	1	0	1	0
長野県	11	9	1	157	0	0	0	1	0
長野市	4	0	0	30	0	0	0	0	0
松本市	3	3	0	31	0	0	0	0	0
岐阜県	12	8	0	174	2	2	2	2	2
岐阜市	6	3	1	25	0	0	1	0	0

(続き)

(件数)

都道府県・政令市	法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条	
	有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	調査結果 報告件数	形質変更 届出件数	うち、調査命令 件数	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	申請件数	
中部地区	愛知県	63	32	2	209	0	0	1	3	2
	名古屋市	15	4	7	89	0	0	2	14	17
	豊橋市	2	2	1	14	0	0	0	1	0
	岡崎市	1	0	1	33	0	0	1	1	1
	一宮市	4	2	3	11	0	0	0	0	0
	春日井市	3	2	0	11	0	0	0	0	0
	豊田市	11	7	0	34	0	0	0	0	0
	三重県	14	14	0	211	0	0	0	0	0
	四日市市	1	1	0	30	0	0	0	0	0
	計	177	109	22	1,387	7	7	9	30	24
近畿地区	滋賀県	27	27	3	118	13	13	2	2	0
	大津市	3	2	0	19	0	0	0	0	0
	京都府	6	3	1	127	1	1	0	1	1
	京都市	14	2	4	64	1	1	5	7	4
	大阪府	17	6	3	112	4	4	0	13	10
	大阪市	56	13	7	81	2	2	0	35	27
	堺市	4	3	5	26	0	0	0	8	4
	岸和田市	1	0	1	3	0	0	0	1	0
	豊中市	3	0	2	20	1	1	0	9	6
	吹田市	7	6	1	34	0	0	1	3	2
	高槻市	5	1	1	39	1	1	0	2	2
	枚方市	1	1	2	31	1	1	0	4	3
	茨木市	5	2	3	26	0	0	0	2	1
	八尾市	3	1	1	14	0	0	0	0	0
	寝屋川市	1	1	1	12	0	0	0	0	0
	東大阪市	3	2	1	11	0	0	0	1	0
	兵庫県	17	3	4	127	2	2	0	8	9
	神戸市	14	8	1	106	2	2	0	5	4
	姫路市	2	1	0	36	0	0	1	1	2
	尼崎市	8	7	4	21	2	3	0	4	1
	明石市	2	2	0	12	0	0	0	2	2
	西宮市	0	0	0	12	0	0	0	2	2
	加古川市	0	0	1	16	0	0	0	1	0
	宝塚市	0	0	0	4	0	0	0	2	2
	奈良県	2	2	0	70	0	0	0	0	0
	奈良市	1	1	1	20	0	0	0	0	0
	和歌山県	2	0	0	98	2	2	0	2	2
	和歌山市	0	0	0	33	0	0	0	0	0
	計	204	94	47	1,292	32	33	9	115	84
中国四国地区	鳥取県	1	0	0	54	0	0	0	0	0
	鳥取市	3	0	2	12	0	0	0	2	1
	島根県	0	0	0	89	0	0	0	1	1
	松江市	2	0	0	15	0	0	0	0	0
	岡山県	8	8	2	74	0	0	1	2	2
	岡山市	8	8	0	45	3	3	0	4	2
	倉敷市	6	4	0	24	2	1	0	2	1
	広島県	10	10	4	83	0	0	1	1	1
	広島市	4	2	1	52	0	0	1	4	2
	呉市	1	1	0	5	1	1	0	1	0
	福山市	2	2	0	21	0	0	0	0	0
	山口県	7	6	0	129	0	0	0	7	7
	下関市	1	0	0	14	0	0	0	1	1
	徳島県	10	6	0	93	0	0	0	0	0
	徳島市	5	2	3	25	1	1	1	1	0
	香川県	3	2	1	71	1	1	0	1	1
	高松市	0	0	0	43	0	0	1	2	1
	愛媛県	1	1	0	68	0	0	0	0	0
	松山市	4	4	1	32	0	0	0	1	0
	高知県	1	0	0	35	0	0	0	0	0
	高知市	0	0	0	12	0	0	0	0	0
	計	77	56	14	996	8	7	5	30	20
九州地区	福岡県	15	11	2	264	2	2	0	5	2
	北九州市	4	0	2	70	3	3	0	7	6
	福岡市	3	1	3	83	5	5	1	2	1
	久留米市	0	0	0	23	0	0	0	0	0
	佐賀県	3	3	0	52	0	0	0	0	0
	長崎県	1	0	0	56	0	0	1	1	1
	長崎市	0	0	0	12	1	1	1	1	1
	佐世保市	0	0	0	18	0	0	0	0	0
	熊本県	7	6	0	133	2	2	0	3	1
	熊本市	3	1	1	64	3	3	0	2	0
	大分県	2	2	0	116	1	1	0	2	1
	大分市	6	4	0	65	0	0	0	0	0
	宮崎県	0	0	0	130	0	6	0	0	0
	宮崎市	2	0	0	27	0	0	0	0	0
	鹿児島県	4	2	1	152	0	0	1	1	0
	鹿児島市	0	0	0	25	0	0	2	0	1
	沖縄県	3	0	2	404	0	0	0	0	1
	那覇市	1	1	0	18	0	0	0	0	0
	計	54	31	11	1,712	17	23	6	24	15
合計		1,080	628	240	10,848	142	150	73	407	298

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 有害物質使用特定施設の廃止件数は平成25年度に廃止届出が受理された件数であり、一時的免除件数は廃止件数のうち数である。

## 2.3 年度別の施行状況

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第6条に規定する要措置区域の指定、法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定、法第14条申請に関する年度別の施行状況を表2-2に示す。法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査及び法第14条申請による調査結果の報告件数は、平成25年度は688件（法第3条240件、法第4条150件、法第5条0件、法第14条298件）であり、前年度（689件）より若干減少した。

調査の結果、法第6条第1項及び法第11条1項に基づき要措置区域等に指定された件数は、平成25年度は480件（要措置区域は73件、形質変更時要届出区域は407件）であり、区域に指定された件数は前年度（466件）より増加した。要措置区域等において土壌汚染の除去等の対策が実施され、区域の指定が解除された件数は、平成25年度は115件であり、前年度（202件）より減少した。

表2-2 年度別の施行状況

	H14 <sup>※1</sup>	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	累計	
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数 <sup>※2</sup>	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	771	1,233	1,080	10,131
	うち、一時的免除件数	4	424	601	737	734	847	898	815	685	498	970	628	7,841
	調査結果報告件数 <sup>※3</sup>	0	87	163	185	265	243	240	299	204	245	243	240	2,414
法第4条	形質変更届出件数	—	—	—	—	—	—	—	10,815	9,525	9,949	10,848	41,137	
	うち、調査命令件数	—	—	—	—	—	—	—	270	180	126	142	718	
	調査結果報告件数	—	—	—	—	—	—	—	226	199	143	150	718	
法第5条	調査命令発出	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5	
	同上の調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5	
	都道府県知事自らが調査を行う旨の公告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法第6条・法第11条	前年度末時点の指定件数(A)	0	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	—
	区域に指定(B)	0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	466	480	2,106
	要措置区域への指定件数	—	—	—	—	—	—	—	—	45	80	72	73	270
	形質変更時要届出区域への指定件数	—	—	—	—	—	—	—	—	230	370	394	407	1,401
	区域指定解除(C)	0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	202	115	811
	要措置区域の解除	—	—	—	—	—	—	—	—	11	40	55	28	134
法第14条	形質変更時要届出区域の解除	—	—	—	—	—	—	—	86	124	147	87	444	
	引き続き指定(A+B-C)	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	—
法第14条	申請件数(調査結果報告件数)	—	—	—	—	—	—	—	89	241	303	298	931	
	調査結果報告件数合計	0	90	164	185	265	244	240	299	519	685	689	688	4,068

※1 平成14年度については法施行日（平成15年2月15日）から平成15年3月31日までの状況である。

※2 有害物質使用特定施設の廃止と調査の年度が異なる事例、施設が廃止された工場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者が一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例等があるため、法第3条調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、施設廃止件数と一致しない。

※3 調査結果報告件数は、旧法施行規則附則第2条（経過措置）の適用件数を含む。

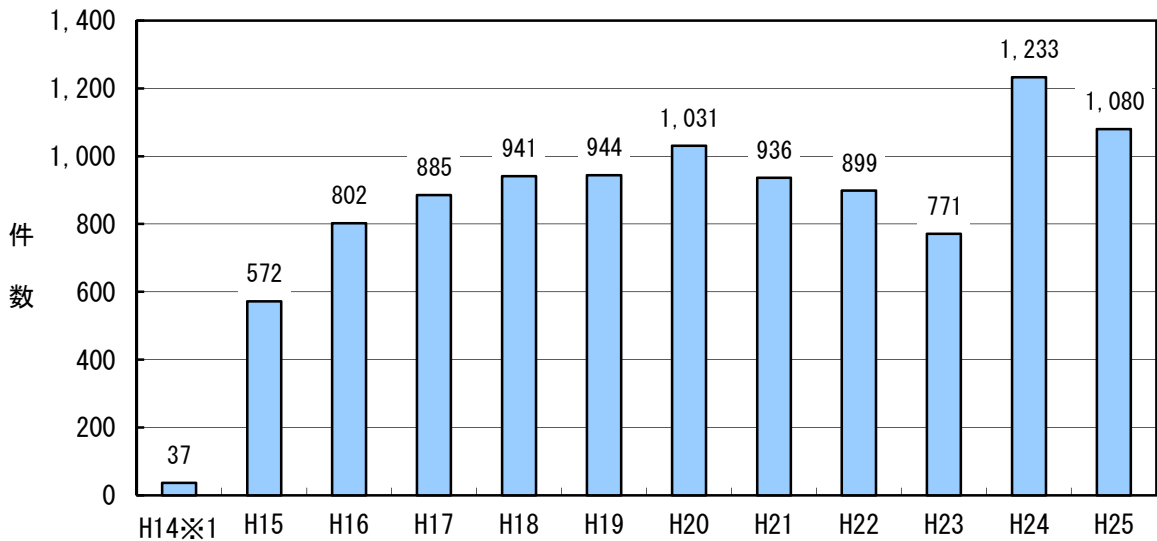


図 2-7 有害物質使用特定施設の廃止件数の推移

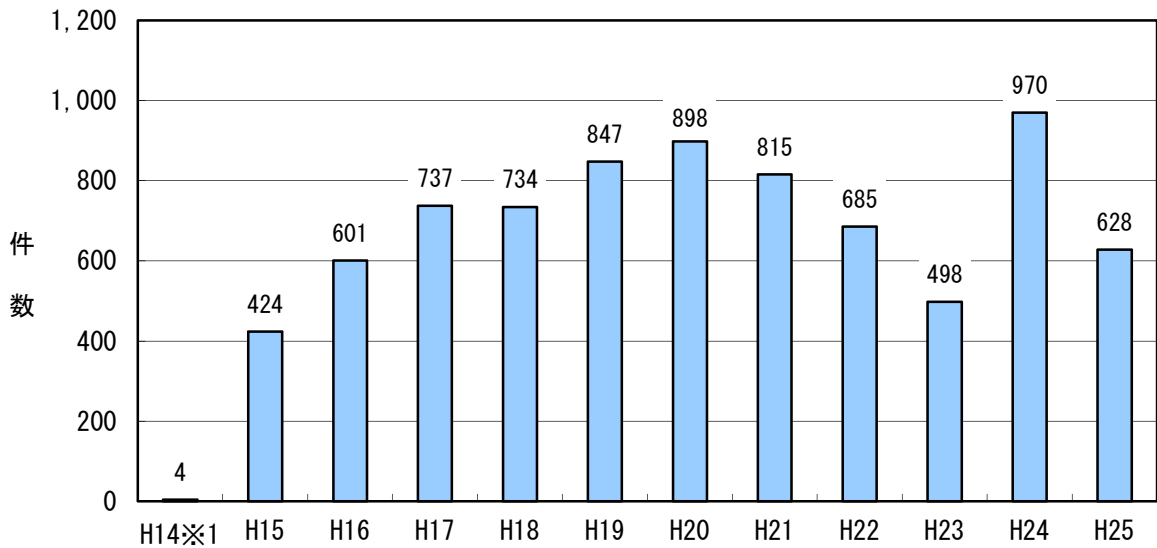


図 2-8 法第 3 条一時的免除件数の推移

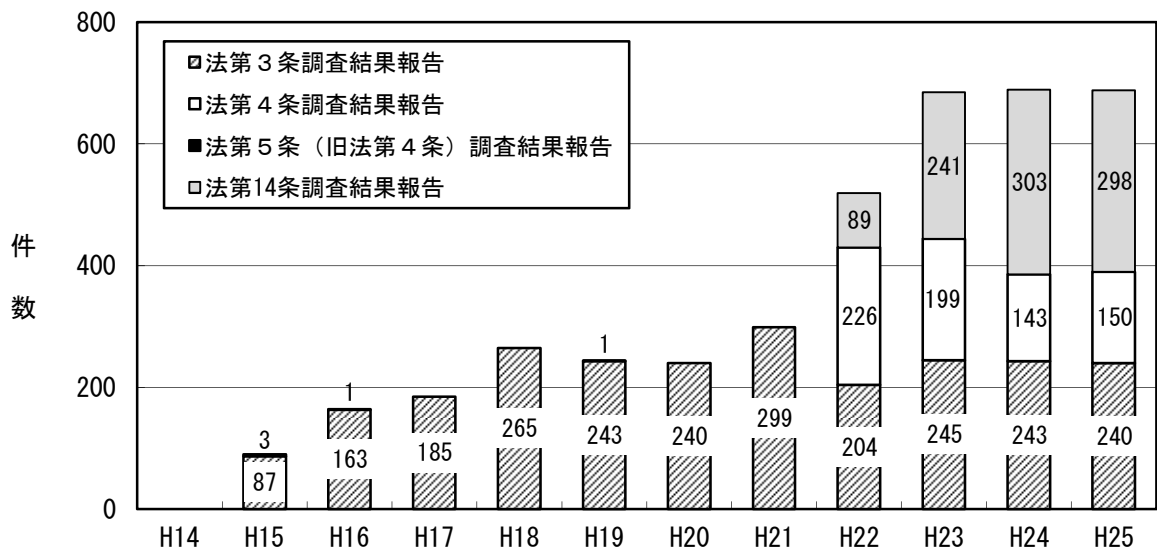


図 2-9 法第 3 条、法第 4 条、法第 5 条及び法第 14 条に基づく調査結果の報告件数の推移



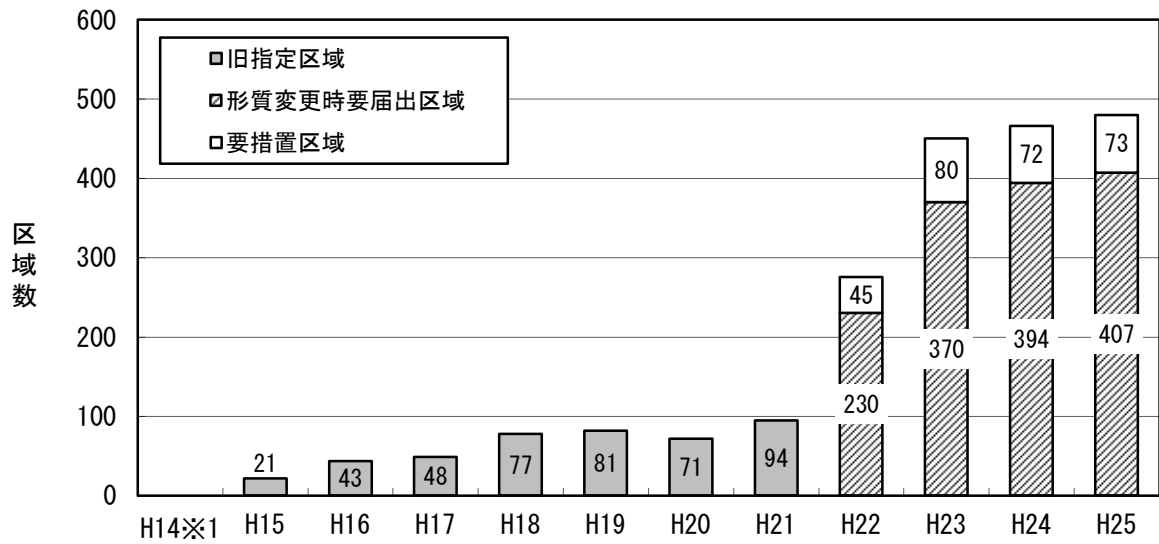


图 2-10 要措置区域等（旧指定区域）指定件数の推移

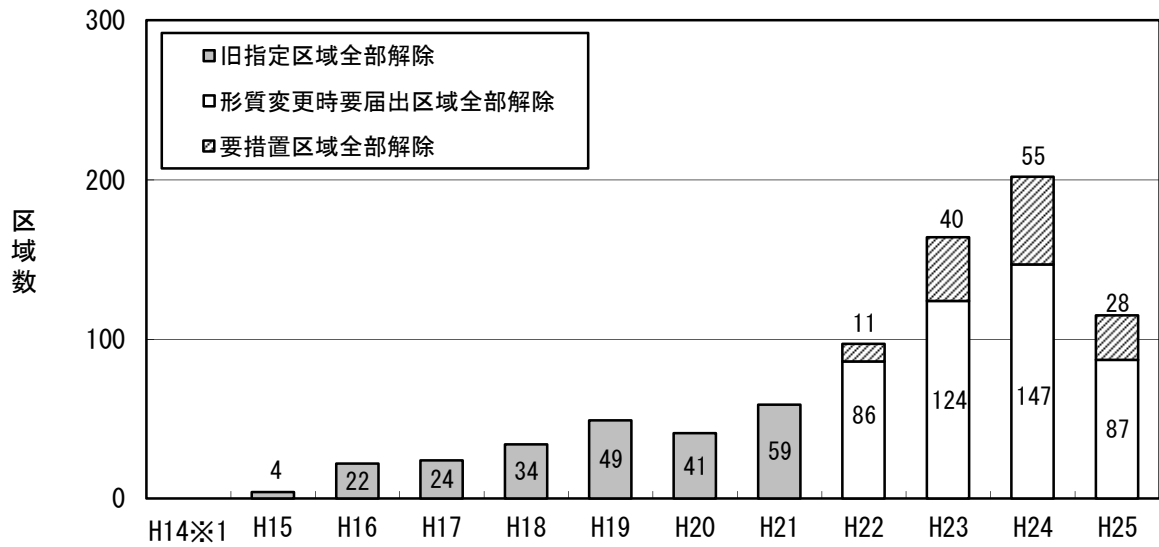


图 2-11 要措置区域等（旧指定区域）解除件数の推移

### 3. 土壤汚染状況調査及び区域の指定事例

#### 3.1 土壤汚染状況調査について

##### 3.1.1 法第3条に基づく調査

###### 1) 有害物質使用特定施設の廃止

法第3条調査が報告された有害物質使用特定施設を施設の種類別に表 3-1 及び表 3-2 に示す。法第3条調査が報告された有害物質使用特定施設は、平成 25 年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計においては、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」の順に多かった。

法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は、平成 25 年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計では、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「前各号（1～71 の4に相当する施設※）を除く洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

※ 1～71 の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 3-1 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（平成 25 年度）

(件数：重複回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種名	特定施設名及び号番号、記号			
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	原料処理施設	11、イ	1	0
	圧搾施設	11、ハ	1	0
	水洗式脱臭施設	11、ホ	1	0
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	精練機及び精練そう	19、ニ	2	0
	染色施設	19、ト	2	2
	薬液浸透施設	19、チ	1	1
	接着機洗浄施設	21の3	0	1
合板製造業	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	2	3
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	洗浄施設	26、イ	1	0
無機顔料製造業	ろ過施設	26、ロ	0	3
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	0	5
	ろ過施設	27、イ	0	5
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	遠心分離機	27、ロ	0	3
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	1	4
	湿式アセチレン発生施設	28、イ	1	0
カーバイト法アセチレン誘導品製造業	ろ過施設	32、イ	1	0
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設	32、イ	1	0
合成樹脂製造業	遠心分離機	33、ハ	0	1
合成洗剤製造業	廃ガス洗浄施設	36、ロ	0	1
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	1	0
	急冷施設及び蒸りゆう施設	37、ニ	1	0
	水洗施設	46、イ	1	1
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	ろ過施設	46、ロ	0	2
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	2	3
	ろ過施設	47、ロ	1	1
医薬品製造業	分離施設	47、ハ	1	3
	混合施設	47、ニ	0	5
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	0	3
	混合施設	49	1	1
農業製造業	直接加硫施設	51の2	0	1
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	洗浄施設	52、イ	1	0
皮革製造業	石灰づけ施設	52、ロ	1	0
	タンニンづけ施設	52、ハ	1	0
	研磨洗浄施設	53、イ	11	40
ガラス又はガラス製品の製造業	廃ガス洗浄施設	53、ロ	2	5
窯業原料（うわ薬原料を含む）の精製業	水洗式破碎施設	58、イ	1	3
	酸処理施設	58、ハ	0	1
非鉄金属製造業	電解施設	62、ロ	0	2
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	0	3
	湿式集じん施設	62、ヘ	0	1
金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む）	焼入れ施設	63、イ	2	4
	電解式洗浄施設	63、ロ	2	4
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	16	39
石炭を燃料とする火力発電	廃ガス洗浄施設	63の3	0	1
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	63	176
電気めっき	電気めっき施設	66	45	104
エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサンの混合施設	混合施設	66の2	0	1
洗たく業	洗浄施設	67	37	41
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	5	12
病院	ちゆう房施設	68の2、イ	1	1
	洗浄施設	68の2、ロ	6	5
	入浴施設	68の2、ハ	1	1
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設	71	0	1
科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	51	118
	焼入れ施設	71の2、ロ	1	0
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	0	4
前各号を除く	洗浄施設	71の5	37	70
	蒸留施設	71の6	4	17
前2号を除く	排水処理施設	74	3	6
合計			313	709

注) 1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 3-2 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（累計）

（件数：重複回答有）

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号		
畜産食料品製造業	原料処理施設	2、イ	0
	原料処理施設	11、イ	3
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	圧搾施設	11、ハ	0
	水洗式脱臭施設	11、ホ	2
			0
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	原料浸せき施設	19、ハ	0
	精練機及び精練そう	19、ニ	12
	シルケツト機	19、ホ	2
	漂白機及び漂白そう	19、ヘ	4
	染色施設	19、ト	59
	薬液浸透施設	19、チ	8
	のり抜き施設	19、リ	1
化学繊維製造業	原料回収施設	21、ハ	0
合板製造業	接着機洗浄施設	21の3	0
木材薬品処理業	薬液浸透施設	22、ロ	3
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設	23、イ	2
	湿式パーカー	23、ロ	1
	抄紙施設	23、チ	1
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	8
	自動式感光腹付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	9
化学肥料製造業	水洗式破碎施設	24、ハ	0
	廃ガス洗浄施設	24、ニ	0
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	塩水精製施設	25、イ	0
	電解施設	25、ロ	0
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	4
	ろ過施設	26、ロ	3
	遠心分離機	26、ハ	0
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	3
			25
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設	27、イ	7
	遠心分離機	27、ロ	2
	反応施設	27、ヘ	0
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	8
	湿式集じん施設	27、ル	0
			8
カーバイト法アセチレン誘導品製造業	湿式アセチレンガス発生施設	28、イ	1
	洗浄施設及び蒸りゆう施設	28、ロ	0
メタン誘導品製造業	蒸りゆう施設	31、イ	0
	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設	32、イ	2
	遠心分離機	32、ハ	0
	廃ガス洗浄施設	32、ニ	1
			1
合成樹脂製造業	縮合反応施設	33、イ	0
	水洗施設	33、ロ	2
	遠心分離機	33、ハ	0
	静置分離器	33、ニ	2
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	0
	廃ガス洗浄施設	33、リ	1
合成ゴム製造業	水洗施設	34、ハ	0
有機ゴム薬品製造業	分離施設	35、ロ	0
	廃ガス洗浄施設	35、ハ	0
合成洗剤製造業	廃ガス洗浄施設	36、ロ	0
	湿式集じん施設	36、ハ	0
前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	4
	分離施設	37、ロ	16
	ろ過施設	37、ハ	0
	急冷施設及び蒸りゆう施設	37、ニ	2
	蒸りゆう施設	37、ホ	2
	反応施設及びメチルアルコール回収施設	37、ヨ	0
	廃ガス洗浄施設	37、タ	3
香料製造業	洗浄施設	41、イ	1
	抽出施設	41、ロ	2
写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設	43	1
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	4
	ろ過施設	46、ロ	6
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	6
医薬品製造業	ろ過施設	47、ロ	3
	分離施設	47、ハ	3
	混合施設	47、ニ	2
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	3
			28
農薬製造業	混合施設	49	2
第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	50	1

(続き)

(件数:重複回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が 報告された 有害物質使用 特定施設	調査が一時的 免除された 有害物質使用 特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号		
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、 ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設 51の2	1	27
皮革製造業	洗浄施設 52、イ	3	0
	石灰づけ施設 52、ロ	2	0
	タンニンづけ施設 52、ハ	2	0
	クロム浴施設 52、ニ	26	0
	染色施設 52、ホ	2	0
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設 53、イ	69	268
	廃ガス洗浄施設 53、ロ	12	40
セメント製品製造業	成型機 54、ロ	0	1
窯業原料（うわ薬原料を含む）の精製業	水洗式破碎施設 58、イ	9	34
	水洗式分別施設 58、ロ	2	2
	酸処理施設 58、ハ	1	2
	脱水施設 58、ニ	1	2
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設 61、ロ	0	3
	焼入れ施設 61、ニ	1	1
	湿式集じん施設 61、ホ	0	1
非鉄金属製造業	還元そう 62、イ	0	3
	電解施設 62、ロ	0	10
	廃ガス洗浄施設 62、ホ	11	39
	湿式集じん施設 62、ヘ	1	4
金属製品製造業又は 機械器具製造業（武器製造業を含む）	焼入れ施設 63、イ	24	41
	電解式洗浄施設 63、ロ	6	18
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 63、ハ	2	10
	廃ガス洗浄施設 63、ホ	137	334
石炭を燃料とする火力発電	廃ガス洗浄施設 63の3	0	1
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設 65	556	2,079
電気めっき	電気めっき施設 66	513	1,570
エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設	混合施設 66の2	0	1
洗たく業	洗浄施設 67	426	755
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設 68	13	30
病院	ちゆう房施設 68の2、イ	11	7
	洗浄施設 68の2、ロ	49	48
	入浴施設 68の2、ハ	12	7
中央卸売市場	仲卸売場 69の2、ロ	1	0
自動車分解整備事業	洗車施設 70の2	0	1
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設 71	0	2
科学技術（人文科学のみに係るものを除く） に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設 71の2、イ	482	1,221
一般廃棄物処理	焼入れ施設 71の2、ロ	3	1
	焼却施設 71の3	1	1
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設 71の4、イ	2	13
	産業廃棄物処理施設 71の4、ロ	2	10
前各号を除く	洗浄施設 71の5	343	1,592
	蒸留施設 71の6	38	207
し尿処理	し尿処理施設 72	1	2
前2号を除く	排水処理施設 74	19	50
合計		3,000	9,038

注) 1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

2) 使用されていた特定有害物質

平成 25 年度に調査結果が報告された施設において、使用されていた特定有害物質を表 3-3 に示す。使用されていた特定有害物質は、「六価クロム化合物」、「鉛及びその化合物」、「ほう素及びその化合物」の順に多かった。

表 3-3 使用されていた特定有害物質（平成 25 年度）

有害物質使用特定施設 (業種名、特定施設名及び番号、記号)	施設数 (累計)	VOC (第一種)									重金属等 (第二種)								農薬等 (第三種)								
		四塩化炭素	一・二・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエチレン	一・二・二・トリクロロプロパン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物	
動物系飼料又は 有機質肥料の製造業	原料処理施設	1																				1					
	圧搾施設	1																								1	
	水洗式脱臭施設	1																								1	
紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業	精練機及び精練そう	2						1				1										2					
	染色施設	2						1				1										2					
	薬液浸透施設	1										1										1					
新聞業、出版業、 印刷業又は製版業	自動式感光版付 印刷版現像洗浄施設	2					1			1	1						1				2						
無機顔料製造業	洗浄施設	1	1		1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
前二号に掲げる事業以外の 無機化学工業製品製造業	廃ガス洗浄施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
カーバイト法アセチレン 誘導品製造業	湿式アセチレンガス 発生施設	1											1	1													
有機顔料又は 合成染料の製造業	ろ過施設	1	1		1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
前6号に掲げる事業以外の 石油化学工業	洗浄施設	1		1							1	1	1	1						1							
	急冷施設及び蒸りゆう 施設	1		1							1	1	1							1							
第28号から前号までに 掲げる事業以外の 有機化学工業製品製造業	水洗施設	1	1	1			1				1	1	1	1			1	1	1	1	1	1				1	
	廃ガス洗浄施設	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1		1	2	1	2	1	1	1	1	1	
医薬品製造業	ろ過施設	1	1				1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	
	分離施設	1	1					1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	
農薬製造業	混合施設	1																						1			
皮革製造業	洗浄施設	1									1	1						1									
	石灰づけ施設	1									1	1						1									
	タンニンづけ施設	1									1	1						1									
ガラス又はガラス製品の 製造業	研磨洗浄施設	11				2	2			2							3	9	3	7	7						
	廃ガス洗浄施設	2												1				2		1	2						
薬業原料（うわ薬原料を 含む）の精製業	水洗式破砕施設	1										1	1				1	1		1	1						
金属製品製造業又は 機械器具製造業 (武器製造業を含む)	焼入れ施設	2										2	2	2				2									
	電解式洗浄施設	2	1						1	1																	
	廃ガス洗浄施設	16	2					4	4	3		4	2	5	9	6	2	1	1	12	3	8	9		1		
酸又はアルカリによる 表面処理	表面処理施設	63	1		4	4		9	6	4		10	2	8	33	22	4	1	1	30	4	31	24		3		
電気めっき	電気めっき施設	45		1	3	1		6	2	4		6		3	33	24	1		1	18	1	14	25		2		
洗たく業	洗浄施設	37			2	2				35	2											5					
写真現像業	自動式フィルム現像 洗浄施設	5													1								5				
病院	ちゅう房施設	1																	1		1	1					
	洗浄施設	6											1	4	5	5			1	4	1	3	5			1	
	入浴施設	1																			1	1	1				
科学技術（人文科学のみに 係るものを除く）に関する 研究、試験、検査又は 専門教育を行う事業場	洗浄施設	51	23	14	14	11	10	24	16	12	10	18	27	28	41	37	32	9	17	31	22	27	34	9	9	10	13
	焼入れ施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
前各号を除く	洗浄施設	37	1	1	4	3	1	18	7	10	1	22	1	2	5	3	1	1	1	6	1	8	4	1	1	1	2
	蒸留施設	4						2	1			2									1	2	1			1	
前2号を除く	排水処理施設	3	1	1	1	1		1	1				1	1	1	2	3	1			1	3	2	1			
合計		313	37	23	35	29	14	76	80	38	14	73	45	66	153	114	55	14	31	133	48	125	131	14	13	15	25

3) 法第3条調査が一時的免除となった有害物質使用特定施設において使用されていた特定有害物質

法第3条に規定する有害物質使用特定施設の廃止のうち、調査が一時的免除となった特定施設の特定有害物質別の件数を表3-4及び表3-5に示す。なお、表3-4は平成25年度に一時的免除が確認された事例を、表3-5は法施行日(平成15年2月15日)以降に確認された事例の累計を示している。

表3-4 法第3条調査が一時的免除となった有害物質使用特定施設(平成25年度)

有害物質使用特定施設 (業種名、特定施設名及び番号、記号)	施設数(累計)	VOC(第一種)										重金属等(第二種)										農薬等(第三種)						
		四塩化炭素	一・一・二ジクロロエタン	一・一・一ジクロロエチレン	シス-一・二ジクロロエチレン	一・一・三ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物	
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	染色施設	2																										
	薬液浸透施設	1																			1							
合板製造業	接着機洗浄施設	1					1																					
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	3																			2	1						
	ろ過施設	3																			1	3						
無機顔料製造業	廃ガス洗浄施設	5																			5	5						
	ろ過施設	5									3										3	3	4	1				
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	遠心分離機	3																			1	2						
	廃ガス洗浄施設	4		1	1	1			1	1			1		1							2		1	1			
合成樹脂製造業	遠心分離機	1					1																					
合成洗剤製造業	廃ガス洗浄施設	1																										
	水洗施設	1	1	1			1				1	1	1	1	1			1	1	1	1	1					1	
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	ろ過施設	2					1														1							
	廃ガス洗浄施設	3	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	2			1	1	1	1	1		1	1			
	ろ過施設	1					1																					
医薬品製造業	分離施設	3	2				1										1				1	1					1	
	混合施設	5	2				1							4								1						
	廃ガス洗浄施設	3	2										3															
農業製造業	混合施設	1																				1						
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	1																							1			
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	40								1		2	1				1	25	14	26	29							
	廃ガス洗浄施設	5																	2	1	4	1						
薬業原料(うわ薬原料を含む)の精製業	水洗式破砕施設	3									1								2	2	2	2						
	酸処理施設	1																										
非鉄金属製造業	電解施設	2																	1	2								
	廃ガス洗浄施設	3																				3						
	湿式集じん施設	1									1										1	1						
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む)	焼入れ施設	4												3								1	1					
	電解式洗浄施設	4											4															
	廃ガス洗浄施設	39	1				1	1	1	1	3	12	11				1	5	3	29	8							
石炭を燃料とする火力発電	廃ガス洗浄施設	1																										
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	176	1	1	1	1	7	2	4	3	1	4	26	13	1		3	22	9	117	48							
電気めっき	電気めっき施設	104	1		1	1	3	3	3	5	4	33	54	1		3	16	1	19	57								
エチレンオキサイド又は一・四-ジオキサンの混合施設	混合施設	1																			1	1						
洗たく業	洗浄施設	41					1	38	1	1																		
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	12			1	1	1	1	1	1				1							1	3	10					
	ちゅう房施設	1												1	1	1												
病院	洗浄施設	5										1	3	4	4						1	1					3	
	入浴施設	1											1	1	1												1	
自動車車両洗浄	自動式車両洗浄施設	1					1																					
科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	118	50	46	27	26	19	64	31	34	27	38	52	53	67	63	9	49	60	58	83	85	16	16	19	10	16	
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	4	2	2	2	3	3	3	3	2	1	2		2	
	洗浄施設	70						29	16	1		25																
前各号を除く	蒸留施設	17						13	4			2																
前2号を除く	排水処理施設	6	1					1					1	1	1	2	1	1	1	1	2	6	2				1	
合計		709	58	57	34	33	23	132	98	50	31	80	59	77	143	170	78	12	61	146	100	318	270	19	17	24	11	22

表 3-5 法第 3 条調査が一時的免除となった有害物質使用特定施設（累計）

有害物質使用特定施設 (業種名、特定施設名及び号番号、記号)	施設数(累計)	VOC(第一種)											臭気(第一種)				臭気(第二種)				臭気(第三種)					
		四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一・二ジクロロエチレン	シス-一・二ジクロロエチレン	トランス-一・二ジクロロエチレン	ジクロロメタン	トリクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	チオベンカルブ	シマジン	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
縫紉機又は縫製製品の製造業者若しくは加工業	1																									
化学繊維製造業	9																									
合板製造業	1																									
木材製品処理業	2																									
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	14																									
化学肥料製造業	1																									
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	1																									
無機顔料製造業	9																									
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	1																									
カーバイト法アセチレン誘導品製造業	1																									
メタン誘導品製造業	2																									
有機顔料又は合成染料の製造業	2																									
合成樹脂製造業	4																									
合成ゴム製造業	1																									
有機ゴム製品製造業	1																									
合成洗剤製造業	1																									
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	15																									
写真感光材料製造業	2																									
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	47																									
医薬品製造業	37																									
農薬製造業	28																									
第2条各号に掲げる物質を含む顔料の製造業	2																									
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	27																									
ガラス又はガラス製品の製造業	268																									
セメント製品製造業	40																									
産業原料(うわ葉原料を含む)の精製業	2																									
鉄鋼業	3																									
非鉄金属製造業	10																									
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む)	41																									
石灰を燃料とする火力発電	1																									
酸又はアルカリによる表面処理	2,079																									
電気めっき	1,570																									
エチレンオキサイド又は一・四-ジオキサンの還元施設	1																									
洗たく業	755																									
写真現像業	30																									
病院	7																									
自動車分解整備事業	1																									
自動車車両洗浄	2																									
科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	1,221																									
一般廃棄物処理	1																									
産業廃棄物処理	13																									
前各号を除く	1,592																									
前2号を除く	207																									
前2号を除く	50																									
合計	9,038																									



### 3.1.2 法第4条に基づく調査

平成 25 年度における法第 4 条調査の調査義務発生の契機となる法第 4 条第 1 項に基づく形質変更届出件数は 10,848 件であり、法第 4 条第 2 項の調査命令が発出された 142 件であった。

**表 3-6 形質変更の届出件数と調査命令件数**

	形質変更の届出件数	調査命令発出件数
平成 22 年度	10,815	270
平成 23 年度	9,525	180
平成 24 年度	9,949	126
平成 25 年度	10,848	142
合計	41,137	718

平成 25 年度に調査結果の報告を受けた事案について、届出面積別の調査報告件数を表 3-7 に示す。「3,000m<sup>2</sup>未満」、「5,000m<sup>2</sup>以上 7,000m<sup>2</sup>未満」、「3,000m<sup>2</sup>以上 5,000m<sup>2</sup>未満」の順に多かった。また、調査報告件数 150 件の平均面積は 8,082 m<sup>2</sup>、最大面積は 56,559 m<sup>2</sup>であった。

**表 3-7 面積別の調査報告件数**

届出面積 (m <sup>2</sup> )	調査報告件数
0 < S < 3,000	50
3,000 ≤ S < 5,000	19
5,000 ≤ S < 7,000	24
7,000 ≤ S < 10,000	14
10,000 ≤ S < 15,000	14
15,000 ≤ S < 30,000	13
30,000 ≤ S < 50,000	5
50,000 ≤ S < 100,000	2
100,000 m <sup>2</sup> 以上	0
小計	141
不明	9
回答事例数	150
平均面積 (m <sup>2</sup> )	8,082
中央面積 (中央値) (m <sup>2</sup> )	5,239
最大面積 (m <sup>2</sup> )	56,559
合計面積 (m <sup>2</sup> )	1,141,387

注) 3,000 m<sup>2</sup>未満の面積における形質変更の届出理由例

工事計画全体では 3,000 m<sup>2</sup>以上であるが、用地取得等に伴い敷地の一部に工期のずれが生じた。これより、着工する敷地から形質変更の届出を提出するため届出面積は 3,000 m<sup>2</sup>未満となった。

### 3.1.3 法第5条に基づく調査

法第5条調査の契機を表3-8に示す。平成25年度における調査命令の発出は0件であった。

表3-8 法第5条調査命令の発出の契機

(件数：複数回答有)

	調査結果報告件数		不適合事例		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25	累計
行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域の調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	0	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱に基づく土壌調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌調査	0	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
回答事例数	0	(5)	0	(3)	0	(1)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注1) 各小計は該当分類での事例数を示す。

注2) ( )内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成25年度末までの累計件数である。

### 3.1.4 調査の省略を行った事例

平成25年度における法第3条、法第4条及び法第5条に基づく土壌汚染状況調査において、規則第11条に基づき、調査を省略した段階別の報告件数を表3-9に示す。

表3-9 調査を省略した段階別件数

	法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	合計
特定有害物質の種類を選定を省略	0	4	0	4
おそれの区分の分類を省略	0	1	0	1
試料採取等を行う区画を選定を省略	0	0	0	0
試料採取等を行う区画の選定後に省略	0	0	0	0
試料採取等の実施を省略	7	1	0	8
うち土壌ガス調査又は地下水調査	0	0	0	0
うち土壌ガスが検出された場合のボーリング調査	5	0	0	5
うち30m格子内の汚染範囲確定のための追加的試料採取	2	1	0	3
合計	7	6	0	13
調査結果報告件数	240	150	0	390

### 3.1.5 法第 14 条に基づく指定の申請

平成 25 年度における法第 14 条に基づく指定の申請が行われた理由を表 3-10 に示す。法第 14 条申請を行った理由のうち、自主調査により汚染が確認されたためとの回答は 154 件（52%）、法第 4 条第 2 項に該当することが見込まれたためとの回答は 124 件（42%）、敷地内/隣接地の汚染土壌の持ち込み・処理のためとの回答は 19 件（6%）であった。

表 3-10 法第 14 条申請を行った理由

(複数回答有)

法第 14 条申請を行った理由	件数	割合
自主調査により汚染が確認されたため	154	52 %
法第 4 条第 2 項に該当することが見込まれたため	124	42 %
敷地内/隣接地の汚染土壌の持ち込み・処理のため	19	6 %
不動産取引の円滑化を図るため	13	4 %
土地改変等開発行為の促進・円滑化のため	10	3 %
法の管理下に置くことにより適正管理・汚染拡散防止を図るため	9	3 %
その他	4	1 %
調査結果報告件数	298	

### 3.1.6 過去に調査が行われていた土地での調査事例

平成 25 年度に報告があった法に基づく調査のうち、過去に調査が行われていた調査件数を表 3-11 に示す。法第 3 条調査を行った区域のうち、旧法第 3 条調査が実施されていた件数は 3 件、法施行前に調査が実施されていた件数は 4 件であった。法第 4 条の届出で調査命令が発出された区域のうち、旧法第 3 条調査が実施された件数は 1 件、法施行前に調査が実施されていた件数は 2 件であった。法第 14 条に基づく申請がなされた区域のうち、旧法第 3 条調査が実施されていた件数は 3 件、法施行前に調査が実施されていた件数は 15 件であった。

表 3-11 過去に調査が行われていた土地での調査件数

	法第 3 条 調査	法第 4 条 調査	法第 5 条 調査	法第 14 条 調査	合計
旧法第 3 条調査を実施した履歴がある	3	1	0	3	7
法施行前に調査を実施した履歴がある	4	2	0	15	21

※過去に行われた調査と平成 25 年度に行われた調査の関係について（例）

①法が改正される前（平成 15 年 2 月 15 日から平成 22 年 3 月 31 日）に法第 3 条調査を実施していた事例

- ・有害物質使用特定施設の廃止に伴って、過去に旧法第 3 条に基づく調査を実施したことがある。今回、同一の敷地内で形質変更の届出があり、有害物質使用の履歴から調査命令を発出し、調査を行った。

②法の施行前（平成 15 年 2 月 14 日以前）に調査を実施していた事例

- ・土地の所有者が区画整理事業に伴い、自主的に実施したものが報告されていた。また、調査結果では、汚染が確認されていた。その調査結果と新たに実施された自主的な調査結果について、法第 14 条に基づく指定の申請が行われた。

- ・事業者が自主的に自社の事業所を調査した結果が報告されていた。その結果では、汚染が確認されており、今回同一の敷地内で形質変更の届出があったことから、法第 4 条第 2 項に基づく調査命令を発出し、調査を実施した。

### 3.1.7 調査対象物質・調査方法

法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく土壌汚染状況調査事例における、調査対象物質及び調査内容を表3-12及び表3-13に示す。平成25年度の調査対象物質は、VOCでは「ベンゼン」、「1,1-ジクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「六価クロム化合物」の順に多かった。また農薬等では、「ポリ塩化ビフェニル（PCB）」、「有機りん化合物」、「チウラム」の順に多かった。調査方法は、VOCでは土壌ガス調査又は地下水調査が403件、土壌溶出量調査が416件、重金属等では土壌溶出量調査、土壌含有量調査がともに555件、農薬等では土壌溶出量調査が201件であった。

表3-12 調査対象物質

(件数：複数回答有)

	VOC（第一種）											重金属等（第二種）										農薬等（第三種）				
	四塩化炭素	一・一・二・ジクロロエタン	一・一・二・ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	一・一・三・ジクロロプロパン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	有機りん化合物
法第3条調査	60	51	133	127	44	84	100	72	44	127	68	69	127	104	73	26	54	119	64	114	127	27	25	27	44	28
法第4条調査	28	20	30	28	8	38	23	25	11	29	79	29	61	45	41	8	23	93	37	60	50	4	4	4	15	7
法第5条調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条申請	172	167	182	184	156	174	173	174	162	177	204	187	212	197	200	71	184	254	216	231	195	85	86	87	139	89
平成25年度	260	238	345	339	208	296	296	271	217	333	351	285	400	346	314	105	261	466	317	405	372	116	115	118	198	124
累計	1,023	954	1,738	1,689	813	1,297	1,463	1,084	862	1,713	1,356	1,209	2,064	1,658	1,292	506	1,067	2,078	1,381	1,866	1,721	480	478	496	755	547

注) 累計は、法施行日（平成15年2月15日）以降、平成25年度末までの件数である。

表3-13 調査方法

(件数：複数回答有)

特定有害物質の種別	調査方法	件数	
		平成25年度	累計
VOC（第一種）	土壌ガス調査又は地下水調査	403	2,077
	土壌溶出量調査	416	1,763
重金属等（第二種）	土壌溶出量調査	555	2,913
	土壌含有量調査	555	2,963
農薬等（第三種）	土壌溶出量調査	201	814

注1) 累計は、法施行日（平成15年2月15日）以降、平成25年度末までの累計件数である。

注2) 調査を省略した事例は除く。



## 3.2 区域の指定について

### 3.2.1 要措置区域等の指定状況

#### 1) 特定有害物質別及び調査の契機別の要措置区域等指定件数

平成 25 年度に指定された要措置区域等において基準不適合であった特定有害物質別の指定件数を表 3-15 及び図 3-1 に示す。要措置区域等のうち、VOC のみの基準不適合は 43 件、重金属等のみの基準不適合は 393 件、農薬等の基準不適合は 0 件、複合汚染（VOC、重金属等、農薬等のいずれか 2 種類以上の基準不適合）は 44 件であった。

表 3-15 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
法第 3 条	39	108	147	32	101	0	14
法第 4 条	7	41	48	3	43	0	2
法第 5 条	0	0	0	0	0	0	0
法第 14 条	27	254	281	8	245	0	28
法第 3 条・第 14 条	0	3	3	0	3	0	0
法第 4 条・第 14 条	0	1	1	0	1	0	0
計	73	407	480	43	393	0	44

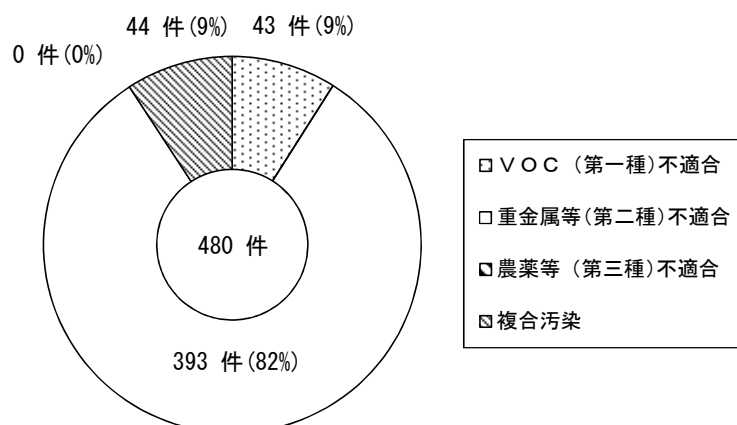


図 3-1 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

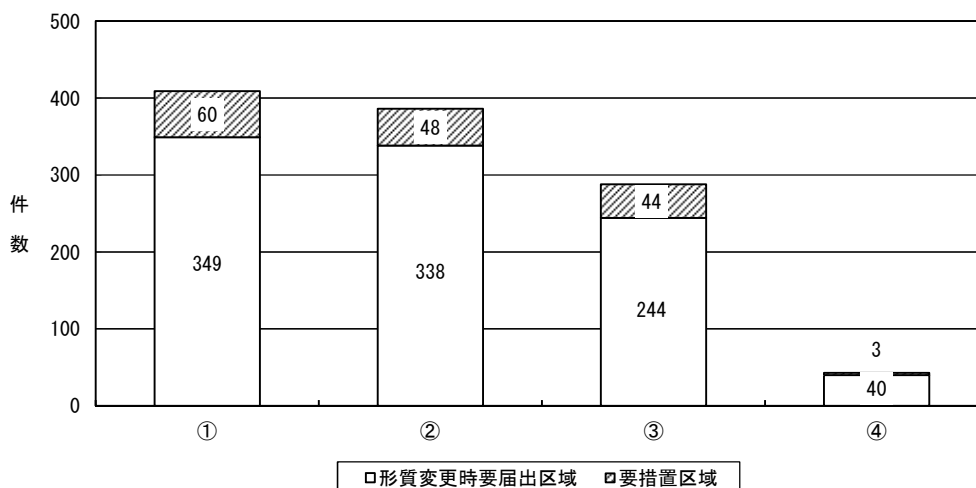
平成 25 年度に指定された要措置区域等において基準不適合が確認された調査方法を表 3-16 及び図 3-2 に示す。平成 25 年度に指定された要措置区域等では、土壌溶出量基準不適合は、要措置区域 60 件、形質変更時要届出区域 349 件、土壌含有量基準不適合は、要措置区域 48 件、形質変更時要届出区域 338 件、土壌ガス調査検出は、要措置区域 44 件、形質変更時要届出区域 244 件、調査の省略により基準不適合とみなした件数は、要措置区域 3 件、形質変更時要届出区域 40 件であった。

表 3-16 要措置区域等において基準不適合が確認された調査方法

(件数：重複回答有)

	計	土壌溶出量 調査	土壌含有量 調査	土壌ガス 調査	調査の省略
要措置区域	155	60	48	44	3
形質変更時 要届出区域	971	349	338	244	40
計	1,126	409	386	288	43

注) 1つの指定に対して複数の調査が行われることがあるため、要措置区域等指定件数とは一致しない。



注) ①～④は下記番号を示す。

- ① 土壌溶出量調査
- ② 土壌含有量調査
- ③ 土壌ガス調査
- ④ 調査の省略

図3-2 要措置区域等において基準不適合が確認された調査方法

2) 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

平成 25 年度に指定された要措置区域等の指定件数を都道府県・政令市別に表 3-17 に示す。  
要措置区域等の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

表 3-17 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

都道府県 政令市	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
北海道地区	北海道	4	0	4	1	1	0	2
	札幌市	2	0	0	0	0	0	0
	函館市	1	0	1	0	1	0	0
	旭川市	0	0	0	0	0	0	0
計	7	0	5	5	1	2	0	2
東北地区	青森県	1	0	0	0	0	0	0
	青森市	2	0	1	1	0	1	0
	八戸市	0	0	0	0	0	0	0
	岩手県	3	0	0	0	0	0	0
	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0
	宮城県	3	0	2	2	0	2	0
	仙台市	11	3	9	12	2	10	0
	秋田県	0	0	0	0	0	0	0
	秋田市	0	0	0	0	0	0	0
	山形県	5	0	2	2	0	2	0
	山形市	0	0	0	0	0	0	0
	福島県	10	2	4	6	0	6	0
	福島市	3	0	0	0	0	0	0
	郡山市	1	0	2	2	0	2	0
いわき市	0	0	1	1	0	1	0	
計	39	5	21	26	2	24	0	0
関東地区	茨城県	3	0	1	1	0	1	0
	水戸市	1	0	0	0	0	0	0
	つくば市	2	1	0	1	0	1	0
	栃木県	6	1	1	2	0	2	0
	宇都宮市	1	0	0	0	0	0	0
	群馬県	5	0	1	1	0	1	0
	前橋市	4	0	2	2	0	2	0
	高崎市	0	0	0	0	0	0	0
	伊勢崎市	4	0	0	0	0	0	0
	太田市	1	0	0	0	0	0	0
	埼玉県	26	7	16	23	5	14	4
	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0
	川越市	2	0	1	1	0	1	0
	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0
	川口市	5	1	2	3	0	3	0
	所沢市	1	0	0	0	0	0	0
	春日部市	0	0	0	0	0	0	0
	草加市	1	1	0	1	1	0	0
	越谷市	4	1	3	4	3	1	0
	千葉県	5	0	3	3	0	3	0
	千葉市	4	1	3	4	0	4	0
	市川市	2	0	2	2	0	1	0
	船橋市	2	1	1	2	0	2	0
	松戸市	1	0	1	1	0	1	0
	柏市	0	0	0	0	0	0	0
	市原市	2	0	1	1	0	1	0
	東京都	144	14	96	110	12	85	0
	八王子市	5	3	2	5	0	5	0
	町田市	0	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	9	2	3	5	1	4	0
	横浜市	18	1	9	10	3	6	0
	川崎市	8	0	9	9	1	5	0
	相模原市	13	1	5	6	1	5	0
	横須賀市	2	0	1	1	0	1	0
	平塚市	8	1	2	3	1	2	0
	藤沢市	1	0	0	0	0	0	0
	小田原市	0	0	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市	4	0	1	1	0	0	1
	厚木市	3	0	0	0	0	0	0
	大和市	2	0	2	2	0	2	0
	新潟県	11	1	5	6	2	4	0
	新潟市	7	0	1	1	0	1	0
長岡市	2	0	1	1	0	1	0	
上越市	0	0	0	0	0	0	0	
山梨県	4	0	3	3	0	3	0	
甲府市	0	0	0	0	0	0	0	
静岡県	8	1	4	5	0	5	0	
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	
浜松市	2	1	0	1	0	1	0	
沼津市	1	0	0	0	0	0	0	
富士市	1	0	0	0	0	0	0	
計	335	39	182	221	30	168	0	23
中部地区	富山県	0	0	0	0	0	0	0
	富山市	0	0	1	1	1	0	0
	石川県	2	1	1	2	0	2	0
	金沢市	5	1	2	3	0	3	0
	福井県	4	0	3	3	0	3	0
福井市	2	0	1	1	1	0	0	



(続き)

都道府県 政令市	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
中部地区	長野県	1	0	1	1	0	1	0	
	長野市	0	0	0	0	0	0	0	
	松本市	0	0	0	0	0	0	0	
	岐阜県	4	2	2	4	0	4	0	
	岐阜市	1	1	0	1	0	1	0	
	愛知県	4	1	3	4	0	4	0	
	名古屋市長	24	2	14	16	0	14	2	
	豊橋市	1	0	1	1	0	1	0	
	岡崎市	2	1	1	2	1	1	0	
	一宮市	3	0	0	0	0	0	0	
	春日井市	0	0	0	0	0	0	0	
	豊田市	0	0	0	0	0	0	0	
	三重県	0	0	0	0	0	0	0	
	四日市市長	0	0	0	0	0	0	0	
	計	53	9	30	39	3	34	2	
	近畿地区	滋賀県	16	2	2	4	0	4	0
大津市長		0	0	0	0	0	0	0	
京都府		3	0	1	1	0	1	0	
京都市		9	5	7	12	1	11	0	
大阪府		17	0	13	13	1	11	1	
大阪市長		36	0	35	35	0	30	5	
堺市長		9	0	8	8	0	7	1	
岸和田市長		1	0	1	1	0	1	0	
豊中市		9	0	9	9	0	9	0	
吹田市長		3	1	3	4	0	4	0	
高槻市長		4	0	2	2	0	2	0	
枚方市長		6	0	4	4	0	3	1	
茨木市長		4	0	2	2	0	2	0	
八尾市長		1	0	0	0	0	0	0	
寝屋川市長		1	0	0	0	0	0	0	
東大阪市長		1	0	1	1	0	1	0	
兵庫県		15	0	8	8	1	7	0	
神戸市長		7	0	5	5	0	5	0	
姫路市長		2	1	1	2	0	2	0	
尼崎市長		8	0	4	4	0	3	1	
明石市長		2	0	2	2	0	2	0	
西宮市長		2	0	2	2	0	2	0	
加古川市長		1	0	1	1	0	1	0	
宝塚市長		2	0	2	2	0	2	0	
奈良県		0	0	0	0	0	0	0	
奈良市長		1	0	0	0	0	0	0	
和歌山県		4	0	2	2	0	2	0	
和歌山市長		0	0	0	0	0	0	0	
計		164	9	115	124	3	112	9	
中国四国地区		鳥取県	0	0	0	0	0	0	0
		鳥取市長	3	0	2	2	0	1	1
		島根県	1	0	1	1	0	1	0
	松江市長	0	0	0	0	0	0	0	
	岡山県	4	1	2	3	1	2	0	
	岡山市	5	0	4	4	0	4	0	
	倉敷市長	2	0	2	2	0	2	0	
	広島県	5	1	1	2	0	2	0	
	広島市長	3	1	4	5	0	4	1	
	呉市長	1	0	1	1	0	1	0	
	福山市	0	0	0	0	0	0	0	
	山口県	7	0	7	7	0	5	2	
	下関市長	1	0	1	1	0	1	0	
	徳島県	0	0	0	0	0	0	0	
	徳島市長	4	1	1	2	1	1	0	
	香川県	3	0	1	1	0	0	1	
	高松市長	1	1	2	3	0	3	0	
	愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	
	松山市	1	0	1	1	0	1	0	
	高知県	0	0	0	0	0	0	0	
	高知市長	0	0	0	0	0	0	0	
	計	41	5	30	35	2	28	5	
	九州地区	福岡県	6	0	5	5	0	5	0
北九州市		11	0	7	7	0	5	2	
福岡市長		9	1	2	3	2	1	0	
久留米市長		0	0	0	0	0	0	0	
佐賀県		0	0	0	0	0	0	0	
長崎県		1	1	1	2	0	2	0	
長崎市長		2	1	1	2	0	1	1	
佐世保市長		0	0	0	0	0	0	0	
熊本県		3	0	3	3	0	3	0	
熊本市		4	0	2	2	0	2	0	
大分県		2	0	2	2	0	2	0	
大分市長		0	0	0	0	0	0	0	
宮崎県		6	0	0	0	0	0	0	
宮崎市長		0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島県		1	1	1	2	0	2	0	
鹿児島市長		1	2	0	2	0	2	0	
沖縄県		3	0	0	0	0	0	0	
那覇市長	0	0	0	0	0	0	0		
計	49	6	24	30	2	25	3		
合計	688	73	407	480	43	393	0	44	

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 調査結果報告件数は、施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

### 3.2.2 指定区域対象物質

要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質を表3-18、図3-3及び図3-4に示す。平成25年度に指定された要措置区域等において、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。累計においては、VOCでは「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。

表3-18 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

(件数：複数回答有)

		特定有害物質																									
		VOC (第一種)										重金属等 (第二種)							農薬等 (第三種)								
		四塩化炭素	一・一・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	一・一・三ジクロロプロパン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物
要措置区域件数	H25 累計	2 (4)	0 (1)	2 (12)	8 (36)	0 (0)	0 (3)	17 (77)	1 (8)	0 (0)	15 (52)	3 (17)	5 (9)	25 (75)	7 (12)	7 (24)	0 (0)	2 (9)	31 (115)	19 (65)	26 (92)	6 (21)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
形質変更時 要届出区域件数	H25 累計	6 (21)	5 (26)	10 (44)	27 (94)	5 (18)	5 (26)	22 (93)	6 (26)	5 (20)	28 (109)	14 (73)	23 (60)	85 (246)	54 (155)	63 (180)	0 (1)	22 (71)	334 (1077)	155 (505)	224 (685)	43 (130)	3 (10)	2 (10)	2 (9)	4 (15)	2 (9)
指定件数	H25 累計	8 (26)	5 (28)	12 (67)	35 (188)	5 (18)	5 (41)	39 (240)	7 (36)	5 (21)	43 (236)	17 (94)	28 (75)	110 (453)	61 (218)	70 (228)	0 (2)	24 (84)	365 (1318)	174 (606)	250 (883)	49 (217)	3 (10)	2 (10)	2 (9)	4 (16)	2 (9)
土壌溶出量	H25 累計	13 (23)	10 (23)	15 (49)	43 (211)	7 (15)	8 (32)	46 (221)	10 (28)	7 (17)	49 (212)	31 (95)	34 (75)	121 (450)	73 (215)	75 (226)	0 (1)	33 (82)	422 (1321)	230 (654)	293 (919)	60 (220)	4 (8)	3 (8)	3 (7)	5 (13)	3 (7)
土壌含有量	H25 累計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33 (74)	118 (343)	71 (188)	75 (210)	0 (1)	33 (79)	418 (1319)	230 (614)	290 (813)	59 (157)	-	-	-	-	-
土壌ガス調査	H25 累計	11 (21)	7 (18)	17 (58)	45 (141)	7 (14)	7 (26)	46 (177)	12 (34)	7 (17)	50 (173)	23 (82)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1) 各超過項目には複数回答があるため、土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査、調査の省略の合計は指定件数と一致しない。

注2) 1件の事例で複数の物質について超過しているものがある。

注3) 指定件数の累計には、旧法の指定区域を含むため、要措置区域と形質変更時要届出区域の累計の合計とは一致しない。

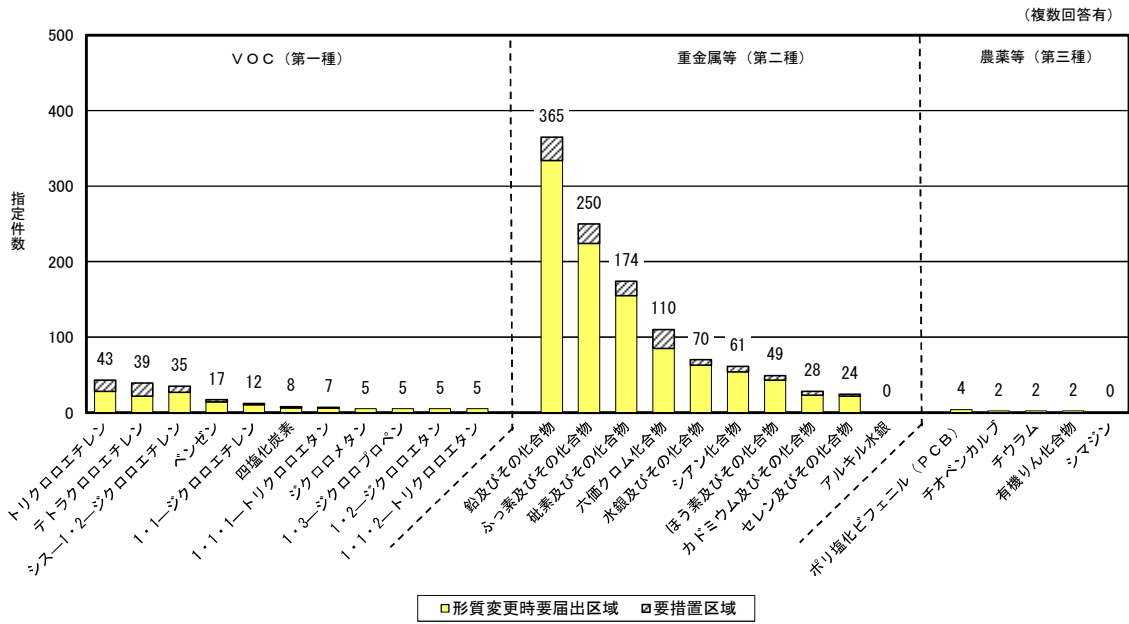


図 3-3 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (平成 25 年度)

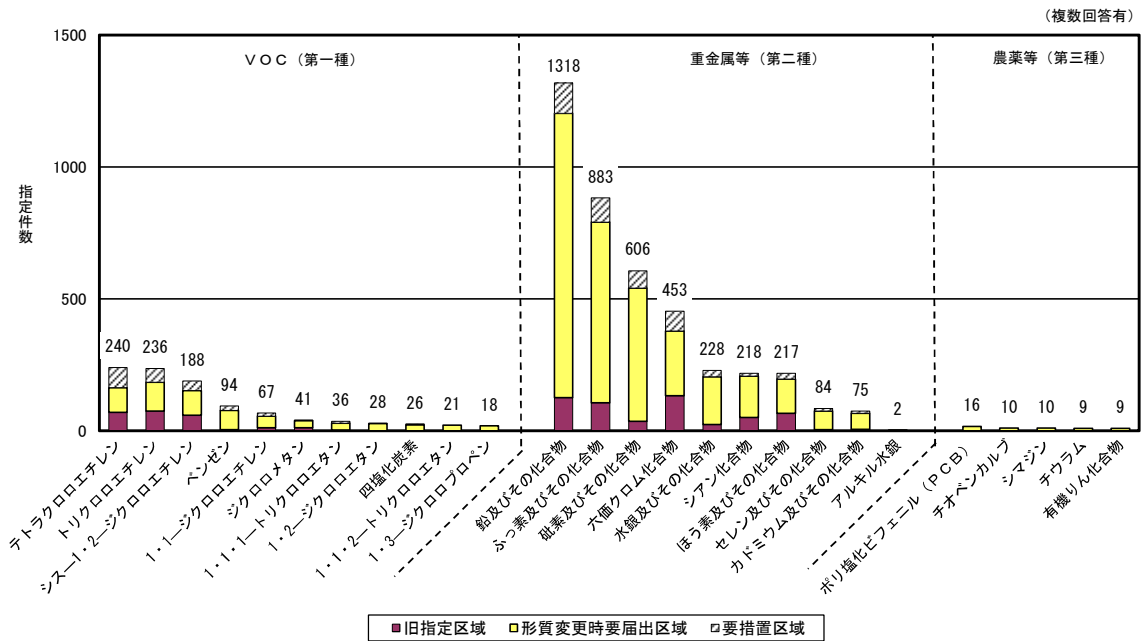


図 3-4 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (累計)



### 3.2.4 汚染の規模（面積・深度・土量）

平成 25 年度に指定された要措置区域等において、汚染の規模（基準不適合面積、汚染到達深度及び基準不適合土量）を表 3-20 から表 3-22 及び図 3-5 から図 3-7 に示す。

#### 1) 基準不適合面積

基準不適合面積について、表 3-20 及び図 3-5 に示す。平成 25 年度の指定件数においては、「1,000m<sup>2</sup>以上 3,000m<sup>2</sup>未満」、「200m<sup>2</sup>以上 500m<sup>2</sup>未満」、「100m<sup>2</sup>以上 200m<sup>2</sup>未満」の順に多かった。

表 3-20 基準不適合面積

基準不適合面積 (m <sup>2</sup> )	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 < S < 20	0	0 %	2	0 %	2	0 %	0	0 %	2	1 %	0	0 %	0	0 %
20 ≤ S < 50	3	4 %	9	3 %	12	3 %	1	2 %	11	3 %	0	0 %	0	0 %
50 ≤ S < 100	7	14 %	27	9 %	34	10 %	7	19 %	27	10 %	0	0 %	0	0 %
100 ≤ S < 200	12	30 %	52	22 %	64	23 %	13	49 %	50	23 %	0	0 %	1	2 %
200 ≤ S < 500	19	56 %	84	43 %	103	45 %	14	81 %	80	43 %	0	0 %	9	23 %
500 ≤ S < 1,000	7	66 %	49	55 %	56	57 %	3	88 %	49	56 %	0	0 %	4	32 %
1,000 ≤ S < 3,000	23	97 %	84	76 %	107	79 %	4	98 %	91	79 %	0	0 %	12	59 %
3,000 ≤ S < 5,000	1	99 %	24	82 %	25	84 %	1	100 %	21	84 %	0	0 %	3	66 %
5,000 ≤ S < 10,000	1	100 %	32	89 %	33	91 %	0	100 %	29	92 %	0	0 %	4	75 %
10,000m <sup>2</sup> 以上	0	100 %	43	100 %	43	100 %	0	100 %	32	100 %	0	0 %	11	100 %
小計	73	-	406	-	479	-	43	-	392	-	0	-	44	-
不明件数	0	-	1	-	1	-	0	-	1	-	0	-	0	-
回答事例数	73	-	407	-	480	-	43	-	393	-	0	-	44	-
平均面積 (m <sup>2</sup> )	806		5,987		5,290		433		5,329		-		9,576	
最大面積 (m <sup>2</sup> )	5,371		273,909		273,909		90,360		273,909		-		90,360	
合計面積 (m <sup>2</sup> )	58,814		2,490,521		2,549,335		405,451		2,593,021		-		430,913	

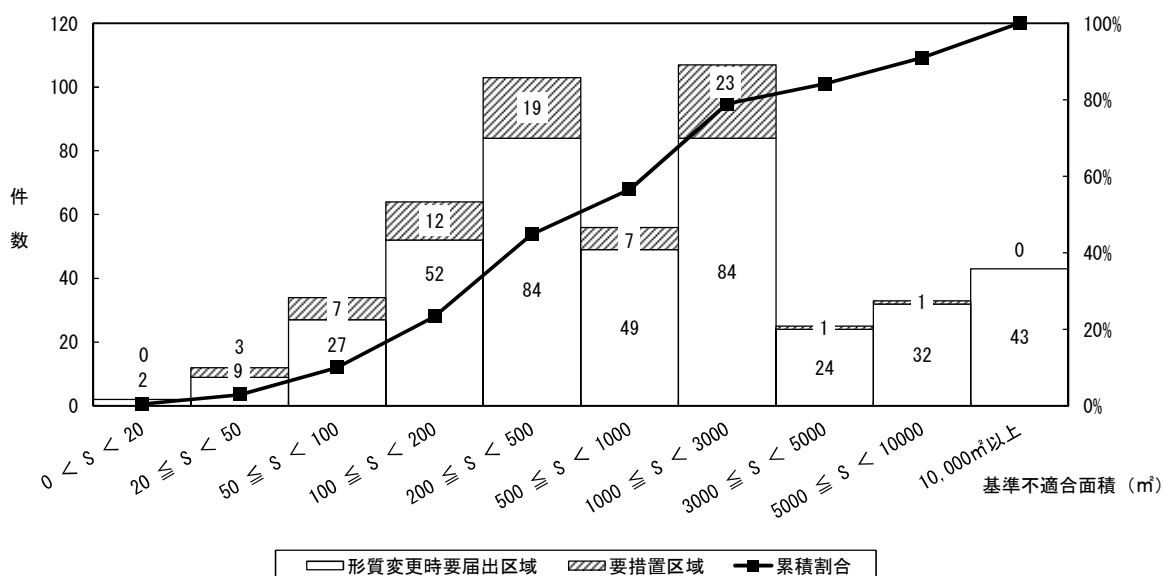


図 3-5 基準不適合面積

## 2) 汚染到達深度

汚染到達深度について、表 3-21 及び図 3-6 に示す。平成 25 年度の指定件数においては、「0.5m 超過 1m 以下」、「5m 超過 10m 以下」、「1m 超過 2m 以下」の順に多かった。

表 3-21 汚染到達深度

汚染到達深度 (m) (基準超過最大深度)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 < D ≤ 0.5	5	8 %	21	10 %	26	9 %	4	13 %	22	10 %	0	0 %	0	0 %
0.5 < D ≤ 1	13	29 %	45	30 %	58	30 %	3	23 %	49	31 %	0	0 %	6	27 %
1 < D ≤ 2	12	48 %	40	48 %	52	48 %	6	42 %	42	50 %	0	0 %	4	45 %
2 < D ≤ 3	6	58 %	28	61 %	34	60 %	1	45 %	31	63 %	0	0 %	2	55 %
3 < D ≤ 4	4	65 %	22	71 %	26	70 %	2	52 %	21	72 %	0	0 %	3	68 %
4 < D ≤ 5	5	73 %	13	77 %	18	76 %	0	52 %	17	80 %	0	0 %	1	73 %
5 < D ≤ 10	15	97 %	42	96 %	57	96 %	12	90 %	42	98 %	0	0 %	3	86 %
10 < D ≤ 15	1	98 %	6	99 %	7	99 %	2	97 %	2	99 %	0	0 %	3	100 %
15m超過	1	100 %	2	100 %	3	100 %	1	100 %	2	100 %	0	0 %	0	100 %
小計	62	-	219	-	281	-	31	-	228	-	0	-	22	-
不明	11	-	188	-	199	-	12	-	165	-	0	-	22	-
回答事例数	73	-	407	-	480	-	43	-	393	-	0	-	44	-
平均深度 (m)	4.1		3.7		3.7		5.7		3.3		-		4.6	
最深深度 (m)	25.0		18.0		25.0		25.0		18.0		-		15.0	

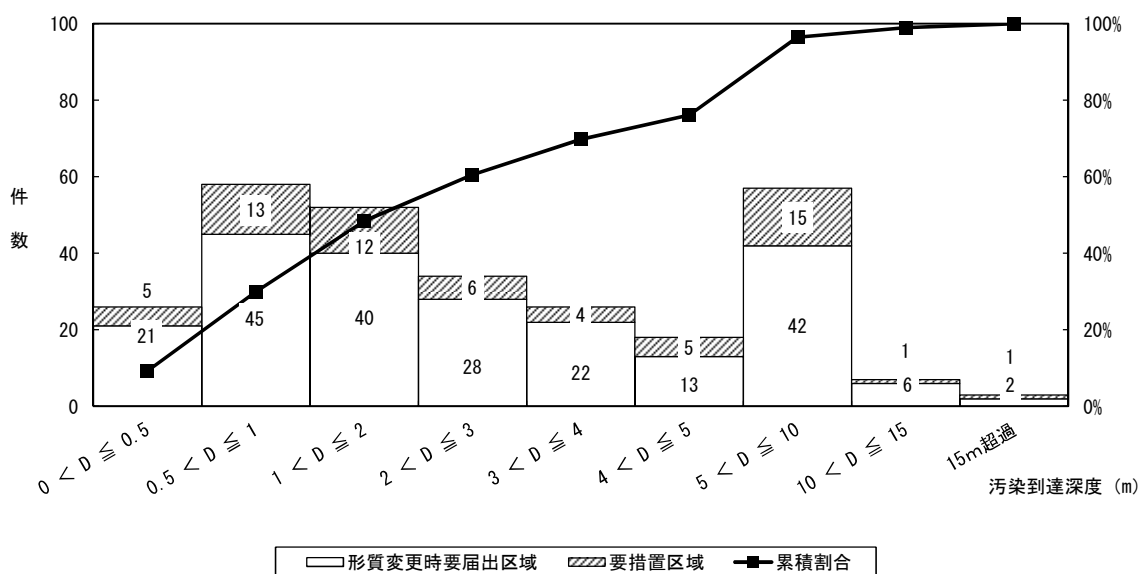


図 3-6 汚染到達深度

### 3) 基準不適合土量

基準不適合土量について、表 3-22 及び図 3-7 に示す。平成 25 年度の指定件数においては、「200m<sup>3</sup>以上 500m<sup>3</sup>未満」、「1,000m<sup>3</sup>以上 3,000m<sup>3</sup>未満」、「500m<sup>3</sup>以上 1,000m<sup>3</sup>未満」の順に多かった。

表 3-22 基準不適合土量

基準不適合土量 (m <sup>3</sup> )	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 < V < 50	2	5 %	9	7 %	11	6 %	3	23 %	8	5 %	0	0 %	0	0 %
50 ≤ V < 100	3	14 %	15	17 %	18	17 %	1	31 %	17	17 %	0	0 %	0	0 %
100 ≤ V < 200	5	27 %	15	28 %	20	28 %	1	38 %	17	28 %	0	0 %	2	18 %
200 ≤ V < 500	9	51 %	27	48 %	36	49 %	5	77 %	29	47 %	0	0 %	2	36 %
500 ≤ V < 1,000	8	73 %	26	67 %	34	68 %	1	85 %	32	68 %	0	0 %	1	45 %
1,000 ≤ V < 3,000	8	95 %	27	86 %	35	88 %	1	92 %	31	89 %	0	0 %	3	73 %
3,000 ≤ V < 5,000	1	97 %	9	93 %	10	94 %	0	92 %	10	95 %	0	0 %	0	73 %
5,000 ≤ V < 10,000	0	97 %	4	96 %	4	96 %	0	92 %	3	97 %	0	0 %	1	82 %
10,000m <sup>3</sup> 以上	1	100 %	6	100 %	7	100 %	1	100 %	4	100 %	0	0 %	2	100 %
小計	37	-	138	-	175	-	13	-	151	-	0	-	11	-
不明	36	-	269	-	305	-	30	-	242	-	0	-	33	-
回答事例数	73	-	407	-	480	-	43	-	393	-	0	-	44	-
平均土量 (m <sup>3</sup> )	1,220		3,046		2,630		1,234		1,848		-		15,543	
最大土量 (m <sup>3</sup> )	17,878		125,159		125,159		125,159		125,159		-		125,159	
合計土量 (m <sup>3</sup> )	45,146		417,317		462,463		168,738		415,172		-		155,427	

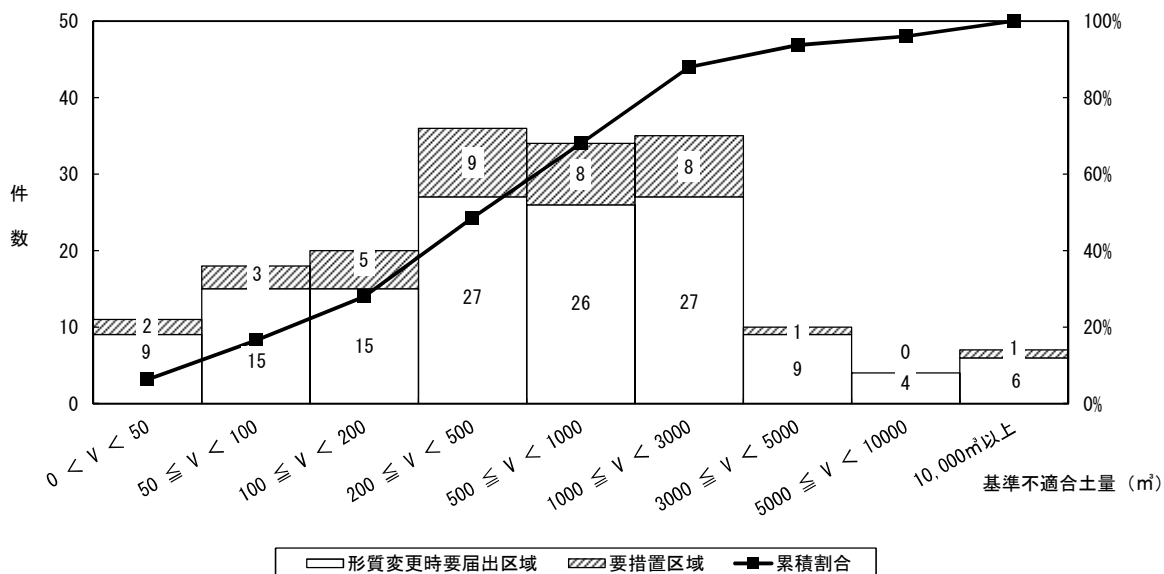


図 3-7 基準不適合土量

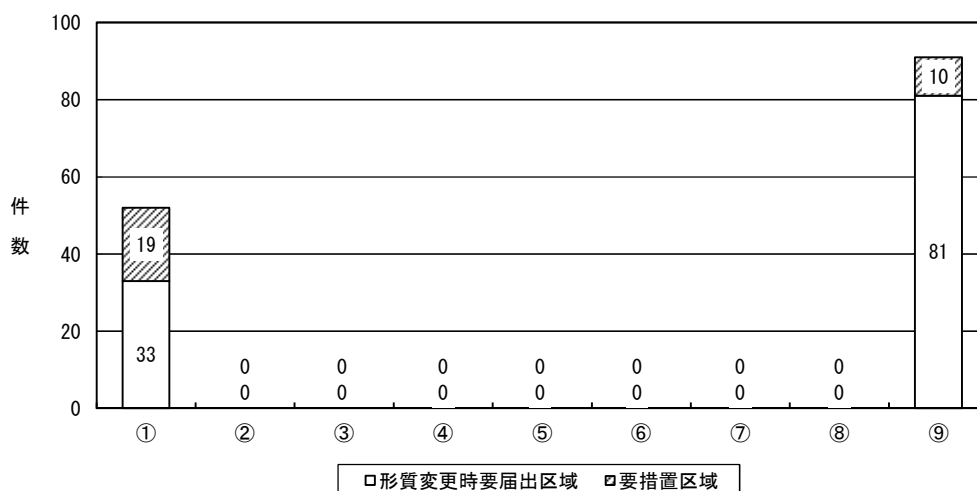
### 3.2.5 事例別にみられた影響

平成 25 年度に指定された要措置区域等において、事例に伴ってみられた影響（因果関係が確認されたものに限らず、推定のものも含む）を表 3-23 及び図 3-8 に示す。平成 25 年度では「地下水・伏流水汚染」が 52 件あり、うち 40 件は「地下水汚染が把握されているもの」であった。

表 3-23 事例別にみられた影響

(件数：複数回答有)

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 地下水・伏流水汚染	19	33	52	18	19	0	15
うち、地下水汚染が 把握されているもの	13	27	40	14	14	0	12
② 公共用水域汚染	0	0	0	0	0	0	0
③ 大気汚染	0	0	0	0	0	0	0
④ 悪臭	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 騒音・振動	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 住民の健康への影響	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 動植物への影響	0	0	0	0	0	0	0
⑨ その他の影響（不明含む）	10	81	91	4	78	0	9
⑩ なし	43	293	336	20	296	0	20
回答事例数	73	407	480	43	393	0	44



注) ①～⑨は下記番号を示す。

- ① 地下水・伏流水汚染
- ② 公共用水域汚染
- ③ 大気汚染
- ④ 悪臭
- ⑤ 騒音・振動
- ⑥ 地盤沈下
- ⑦ 住民の健康への影響
- ⑧ 動植物への影響
- ⑨ その他の影響（不明含む）

図 3-8 事例に伴ってみられた影響



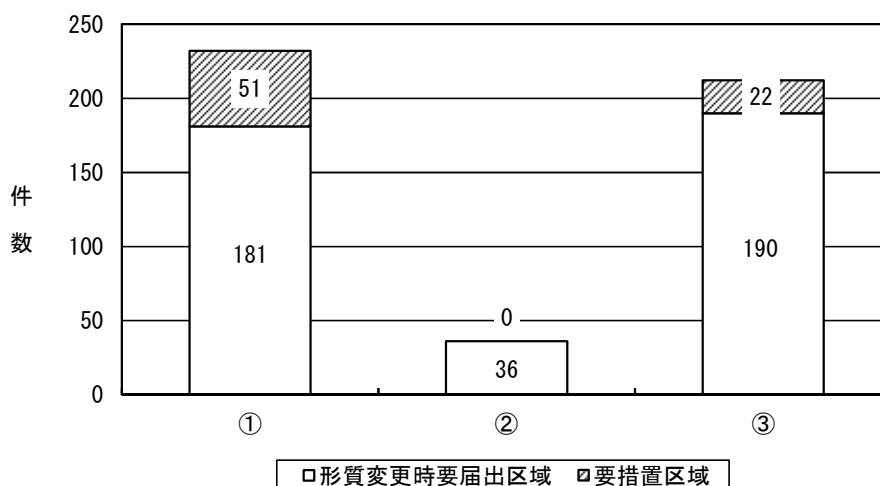
### 3.2.6 摂取経路

平成 25 年度に指定された要措置区域等において、摂取経路ごとの土壤汚染の状況を表 3-24 及び図 3-9 に示す。平成 25 年度では、土壤溶出量基準のみ不適合である件数は 232 件であり、うち「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 45 件（19%）であった。土壤含有量基準のみ不適合である件数は 36 件であり、うち「当該土地に人が立ち入ることができる」は 2 件（6%）であった。土壤溶出量基準・土壤含有量基準がともに基準不適合である件数は 212 件であり、うち「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 20 件（9%）、「当該土地に人が立ち入ることができる」は 6 件（3%）であった。

表 3-24 摂取経路でみた場合の土壤汚染の状況

(件数：複数回答有)

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農業等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 土壤溶出量基準にのみ不適合の事例	51	181	232	43	183	0	6
周辺での地下水の飲用利用等がある	45	0	45	20	24	0	1
水道事業用の井戸がある	5	0	5	2	3	0	0
災害時の飲用井戸がある	2	0	2	1	1	0	0
公共用水域がある	1	4	5	1	4	0	0
飲用井戸等はない	3	161	164	21	139	0	4
その他（上記以外及び該当なし）	0	18	18	2	15	0	1
② 土壤含有量基準にのみ不適合の事例	0	36	36	0	36	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	0	2	2	0	2	0	0
その他（上記以外及び該当なし）	0	31	31	0	31	0	0
③ 土壤溶出量基準・土壤含有量基準がともに不適合の事例	22	190	212	0	174	0	38
周辺での地下水の飲用利用等がある	20	0	20	0	15	0	5
水道事業用の井戸がある	1	1	2	0	0	0	2
災害時の飲用井戸がある	0	0	0	0	0	0	0
公共用水域がある	1	1	2	0	2	0	0
飲用井戸等はない	1	154	155	0	133	0	22
当該土地に人が立ち入ることができる	1	5	6	0	5	0	1
その他（上記以外及び該当なし）	0	38	38	0	29	0	9
回答事例数	73	407	480	43	393	0	44



注) ①～③は下記番号を示す。

- ① 土壤溶出量基準にのみ不適合の事例
- ② 土壤含有量基準にのみ不適合の事例
- ③ 土壤溶出量基準・土壤含有量基準がともに不適合の事例

図 3-9 摂取経路でみた場合の土壤汚染の状況の区分

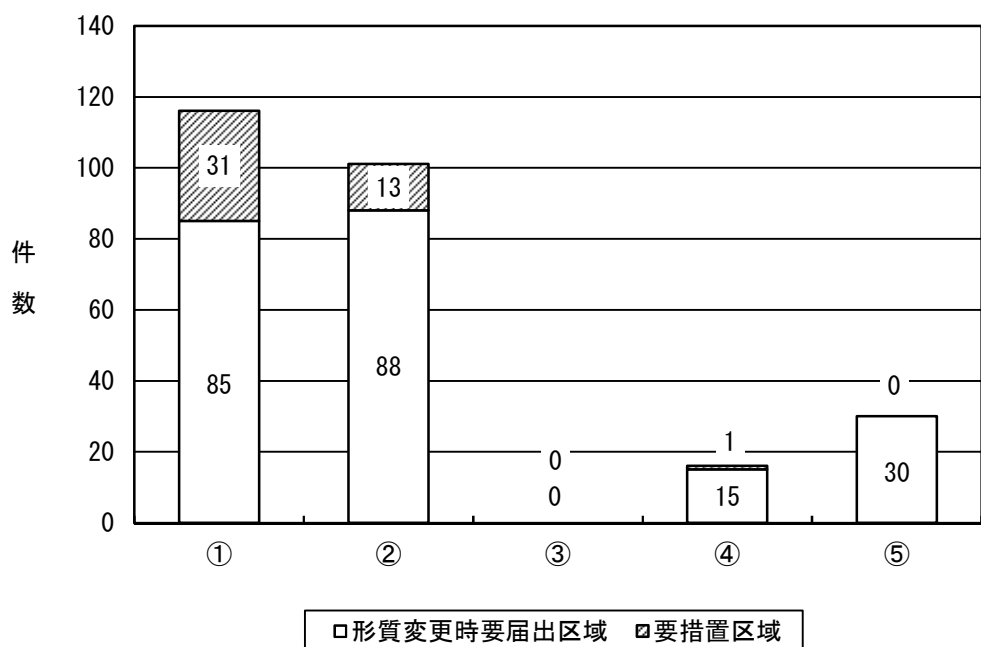
### 3.2.7 汚染原因

平成 25 年度に指定された要措置区域等の汚染原因を表 3-25 及び図 3-10 に示す。平成 25 年度に指定された区域では、その他（不明含む）の回答を除くと、「土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の使用に伴う汚染と特定又は推定」、「有害物質使用以外にその土地で行われていた事業活動による汚染と特定又は推定」、「自然由来と判断」の順に多かった。

表 3-25 汚染原因

(件数：複数回答有)

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の使用による汚染と特定又は推定	31	85	116	25	87	0	4
② 上記の使用以外にその土地で行われた事業活動による汚染と特定又は推定	13	88	101	3	83	0	15
③ 周囲の土地からの水経由の「もらい汚染」と特定又は推定	0	0	0	0	0	0	0
④ 埋土・盛土由来と判断	1	15	16	0	16	0	0
⑤ 自然由来と判断	0	30	30	0	30	0	0
⑥ その他（不明含む）	29	207	236	15	195	0	26
回答事例数	73	407	480	43	393	0	44



注) ①～⑤は下記番号を示す。

- ① 土壌汚染状況調査を行う事由となった有害物質使用特定施設の使用等に伴う汚染と特定又は推定
- ② 上記の使用等以外にその土地で行われた事業活動による汚染と特定又は推定
- ③ 周囲の土地からの水経由の「もらい汚染」と特定又は推定
- ④ 埋土・盛土由来と判断
- ⑤ 自然由来と判断

図 3-10 汚染原因

### 3.2.8 汚染原因者

平成 25 年度に指定された要措置区域等において、汚染原因者と土地所有者等との関係を表 3-26 及び図 3-11 に示す。平成 25 年度に指定された要措置区域等のうち、汚染原因者が土地所有者と同一である事例は、143 件 (29%) であり、汚染原因者が土地所有者と異なる事例は 98 件 (20%) であった。

表 3-26 汚染原因者と土地所有者等との関係

(件数：複数回答有)

関係	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数
土地所有者と同一	28	115	143
土地所有者と異なる	19	79	98
その他	27	223	250
回答事例数	73	407	480

注) その他は、未回答あるいは自然由来等原因者不明である。

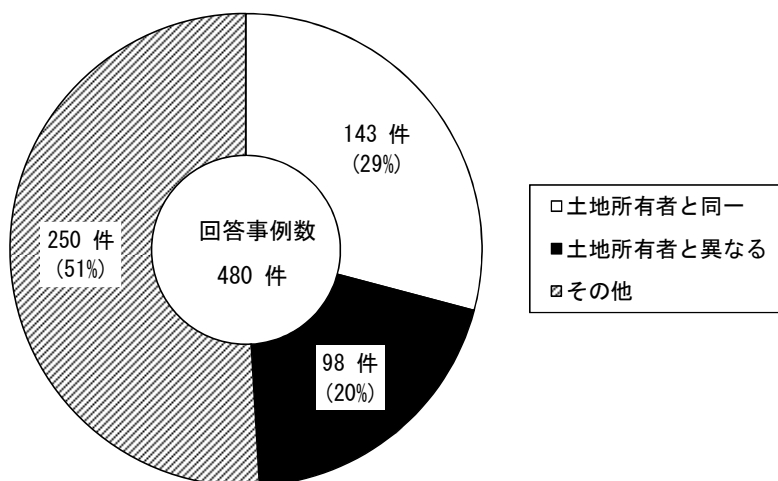


図 3-11 汚染原因者と土地所有者等との関係

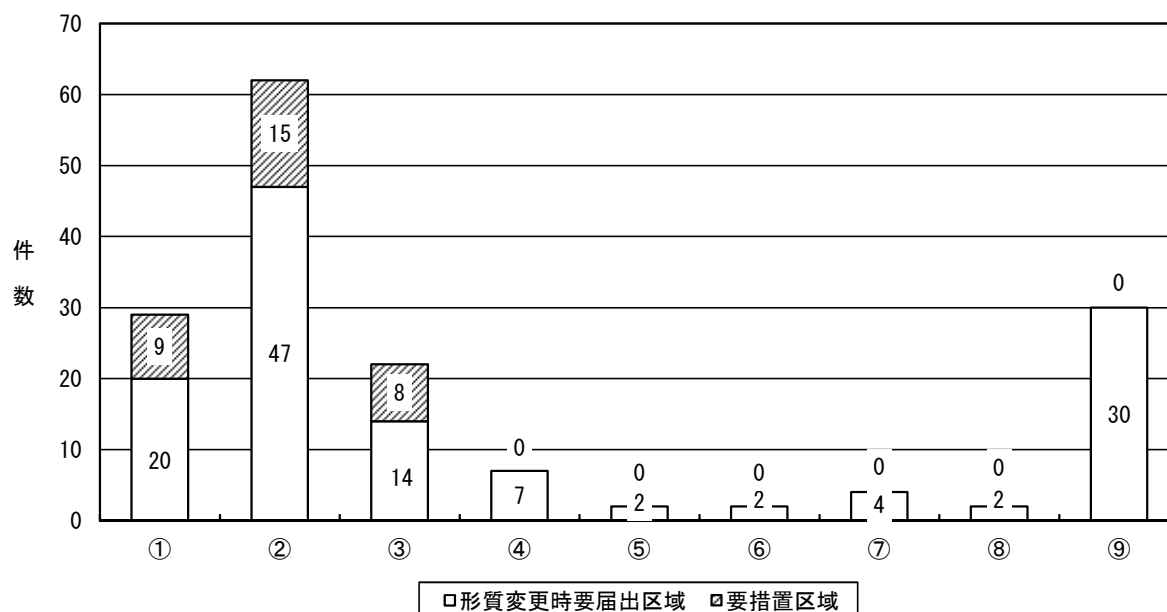
### 3.2.9 汚染原因行為

平成 25 年度に指定された要措置区域等の汚染原因行為を表 3-27 及び図 3-12 に示す。汚染原因行為は、「汚染原因物質の不適切な取り扱いによる漏洩」、「自然由来」、「施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故」の順に多かった。

表 3-27 汚染原因行為

(件数：複数回答有)

			指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数					
① 施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故	9	20	29	1	26	0	2
② 汚染原因物質の不適切な取り扱いによる漏洩	15	47	62	12	45	0	5
③ 汚染原因物質を含む排水の地下浸透	8	14	22	1	19	0	2
④ 廃棄物処理法施行前廃棄物の処理	0	7	7	0	7	0	0
⑤ 廃棄物処理法施行後の廃棄物の処理にあって、原因行為が行われた当時の廃棄物処理法の規制に適合していたもの	0	2	2	0	2	0	0
⑥ 廃棄物処理法施行後の廃棄物の不法投棄（不適正な取扱いを含む）	0	2	2	0	2	0	0
⑦ 残土の処理	0	4	4	0	3	0	1
⑧ 排ガス、排気中の汚染原因物質の降下、沈着等	0	2	2	0	2	0	0
⑨ 自然由来	0	30	30	0	30	0	0
⑩ その他(不明含む)	49	305	354	30	287	0	37
回答事例数	73	407	480	43	393	0	44



注) ①～⑨は下記の回答番号を示す。

- ① 施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故
- ② 汚染原因物質の不適切な取り扱いによる漏洩
- ③ 汚染原因物質を含む排水の地下浸透
- ④ 廃棄物処理法施行前の廃棄物の処理
- ⑤ 廃棄物処理法施行後の廃棄物の処理にあって、原因行為が行われた当時の廃棄物処理法の規制に適合していたもの
- ⑥ 廃棄物処理法施行後の廃棄物の不法投棄（不適正な取扱いを含む）
- ⑦ 残土の処理
- ⑧ 排ガス、排気中の汚染原因物質の降下、沈着等
- ⑨ 自然由来

図 3-12 汚染原因行為

## 4. 土壌汚染対策事例

### 4.1 指示措置の内容

平成 25 年度に指定された要措置区域における指示措置の内容を表 4-1 に示す。地下水等の摂取によるリスクに対する指示措置は「地下水の水質の測定」が、直接摂取によるリスクに対する指示措置は「盛土」及び「土壌入換え」が最も多かった。

指示措置と実施措置の関係を表 4-2 及び表 4-3 に示す。地下水等の摂取によるリスクにおいて、指示措置が地下水の水質の測定の場合は、掘削除去を行う事例が最も多く、指示措置が原位置封じ込め又は遮水工封じ込めの場合は、原位置浄化を行う事例が最も多かった。また、直接摂取によるリスクにおいて、指示措置が盛土の場合は、立入禁止措置を行う事例が最も多く、指示措置が土壌入換えの場合は、土壌入換えを行う事例が最も多かった。

表 4-1 指示措置の内容

(件数：複数回答有)

指示措置	措置の指示件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25	累計
地下水等の摂取によるリスク	地下水の水質の測定	52 (184)	11 (29)	40 (133)	0 (0)	1 (22)				
	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	15 (51)	9 (28)	3 (7)	0 (0)	3 (16)				
	遮断工封じ込め	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	合計	67 (235)	20 (57)	43 (140)	0 (0)	4 (38)				
直接摂取によるリスク	盛土	2 (10)	-	-	2 (9)	-	0 (1)			
	土壌入換え	2 (2)	-	-	2 (2)	-	0 (0)			
	土壌汚染の除去	0 (0)	-	-	0 (0)	-	0 (0)			
	合計	4 (12)	-	-	4 (11)	-	0 (1)			

- 注1) 1つの区域において、複数の措置の指示が行われること等があるため、措置の指示件数と要措置区域指定件数は一致しない。  
 注2) 指示措置は規則別表第5に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」である。  
 注3) ( ) 内の数字は、平成 22 年度からの累計件数である。

表 4-2 地下水等の摂取によるリスクに係る指示措置と実施措置の件数

(件数：複数回答有)

指示措置	実施措置		地下水の水質の測定		原位置封じ込め		遮水工封じ込め		地下水汚染の拡大の防止		土壌汚染の除去				遮断工封じ込め				不溶化				
	H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25	累計	掘削除去		原位置浄化による除去		H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25
地下水の水質の測定	52	(184)	15	(52)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	38	(131)	4	(10)	0	(0)	0	(1)	1	(2)			
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	15	(51)	1	(7)	0	(2)	0	(2)	4	(7)	6	(26)	8	(23)	0	(0)	0	(1)	0	(1)			
遮断工封じ込め	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)			

- 注1) 1つの区域において、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、措置の指示件数及び実施件数は要措置区域指定件数とは一致しない。  
 注2) 指示措置は規則別表第5に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。  
 注3) ( ) 内の数字は、平成 22 年度からの累計件数である。

表 4-3 直接摂取によるリスクに係る指示措置と実施措置の件数

(件数：複数回答有)

指示措置	実施措置		舗装		立入禁止		土壌入換え				盛土		土壌汚染の除去			
	H25	累計	H25	累計	H25	累計	区域外 土壌入換え		区域内 土壌入換え		H25	累計	掘削除去		原位置浄化 による除去	
							H25	累計	H25	累計			H25	累計	H25	累計
盛土	2	( 10)	1	( 5)	2	( 4)	0	( 0)	0	( 0)	0	( 1)	1	( 4)	0	( 0)
土壌入換え	2	( 2)	0	( 0)	0	( 0)	0	( 0)	2	( 2)	0	( 0)	0	( 0)	0	( 0)
土壌汚染の除去	0	( 0)	0	( 0)	0	( 0)	0	( 0)	0	( 0)	0	( 0)	0	( 0)	0	( 0)

注1) 1つの区域において、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、措置の指示件数及び実施件数は要措置区域指定件数とは一致しない。

注2) 指示措置は規則別表第5に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。

注3) ( ) 内の数字は、平成 22 年度からの累計件数である。

## 4.2 対策の実施内容

平成 25 年度末までに指定された要措置区域等において、指定に係る特定有害物質の種類別に対策の実施内容を表 4-4 に示す。要措置区域等で行われた対策の実施内容は、「掘削除去」、「原位置不溶化」、「原位置浄化」の順に多かった。

表 4-4 対策の実施内容

(件数：複数回答有)

実施対策	対策が実施された 区域等	要措置区域 対策実施件数		形質変更時 要届出区域 対策実施件数		対策実施件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染		
		H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25	累計	H25	累計	
地下水等 リスク の 掘 取 に よ る	地下水の水質の測定	2	( 9)	14	( 44)	16	( 53)	0	( 1)	13	( 45)	0	( 0)	3	( 7)	
	原位置封じ込め	4	( 12)	15	( 37)	19	( 49)	1	( 2)	16	( 40)	0	( 0)	2	( 7)	
	遮水工封じ込め	1	( 1)	10	( 16)	11	( 17)	0	( 0)	11	( 17)	0	( 0)	0	( 0)	
	地下水汚染の拡大の防止	3	( 3)	5	( 6)	8	( 9)	0	( 0)	8	( 9)	0	( 0)	0	( 0)	
	遮断工封じ込め	0	( 1)	6	( 21)	6	( 22)	0	( 0)	4	( 16)	0	( 0)	2	( 6)	
	不溶化	23	( 75)	28	( 115)	51	( 190)	4	( 20)	42	( 143)	0	( 0)	5	( 27)	
	不溶化埋め戻し	1	( 4)	0	( 5)	1	( 9)	0	( 1)	0	( 2)	0	( 0)	1	( 6)	
直接 掘 取 に よ る	舗装	0	( 3)	1	( 1)	1	( 4)	0	( 1)	0	( 0)	0	( 0)	1	( 3)	
	立入禁止	2	( 6)	4	( 10)	6	( 16)	2	( 7)	2	( 2)	0	( 0)	2	( 7)	
	土壌入換え	区域外土壌入換え	0	( 0)	0	( 0)	0	( 0)	0	( 0)	0	( 0)	0	( 0)	0	( 0)
		区域内土壌入換え	1	( 3)	2	( 3)	3	( 6)	0	( 0)	2	( 3)	0	( 0)	1	( 3)
	盛土	1	( 4)	2	( 8)	3	( 12)	0	( 0)	2	( 6)	0	( 0)	1	( 6)	
土壌汚染の除去	掘削除去	67	( 237)	292	( 861)	359	( 1,098)	21	( 70)	301	( 893)	0	( 0)	37	( 135)	
	原位置浄化	21	( 47)	7	( 39)	28	( 86)	15	( 45)	2	( 10)	0	( 1)	11	( 30)	
	その他	0	( 1)	10	( 40)	10	( 41)	1	( 2)	8	( 35)	0	( 0)	1	( 4)	
	回答事例数	90	( 298)	330	( 1,023)	420	( 1,321)	38	( 124)	343	( 1,042)	0	( 1)	39	( 154)	

注1) 1つの区域において、複数の対策が行われることがあるため、回答事例数は要措置区域等指定件数とは一致しない。

注2) ( ) 内の数字は、平成 22 年度からの累計件数である。

### 4.3 基準適合認定申請の実施状況

平成 25 年度における法第 16 条第 1 項に基づく都道府県知事等による認定を受けるための申請件数及び基準に適合した土量を表 4-5 に示す。都道府県知事等により認定を受けたのは 29 件であり、基準に適合した土量は合計で 242,569 m<sup>3</sup>であった。

表 4-5 自治体別の基準適合認定申請件数及び基準適合土量

自治体名	認定申請件数	基準適合土量 (m <sup>3</sup> )
埼玉県	1	1,600
千葉県	1	20,100
東京都	18	188,807
新潟県	1	513
大阪府	1	700
島根県	1	13,501
熊本県	1	340
仙台市	1	1,935
市川市	1	150
大阪市	1	11,346
下関市	1	1,621
高松市	1	1,956
合計	29	242,569

### 4.4 汚染土壌の搬出及び処理の状況

要措置区域等において、掘削除去の措置を実施した際の、汚染土壌の搬出先と処理された特定有害物質を表 4-6 に示す。搬出先は「浄化等処理施設」、「分別等処理施設」、「セメント製造施設」の順に多かった。処理された特定有害物質は「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

表 4-6 汚染土壌の搬出先と処理された特定有害物質

(件数：複数回答有)

搬出先	搬出件数	VOC (第一種)										重金属等 (第二種)										農業等 (第三種)					
		四塩化炭素	一・ニージクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	シス―一・ニ―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・ニ―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	テウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物
浄化等処理施設	H25 183	0	0	3	16	0	0	17	0	1	17	2	2	37	16	27	0	4	108	50	66	16	0	0	0	0	0
累計	(520)	(1)	(1)	(12)	(40)	(0)	(2)	(47)	(3)	(1)	(48)	(15)	(7)	(115)	(46)	(59)	(1)	(19)	(305)	(141)	(188)	(52)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
セメント製造施設	H25 44	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	7	0	3	0	0	30	15	20	1	0	0	0	0	
累計	(292)	(1)	(0)	(6)	(11)	(0)	(1)	(28)	(1)	(0)	(23)	(9)	(4)	(49)	(14)	(25)	(0)	(9)	(188)	(81)	(124)	(29)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
埋立処理施設	H25 34	0	0	0	3	0	0	3	0	1	4	0	0	3	1	13	0	1	18	10	12	2	0	0	0	0	
累計	(119)	(2)	(1)	(1)	(4)	(1)	(1)	(8)	(1)	(2)	(6)	(2)	(2)	(15)	(4)	(29)	(0)	(5)	(61)	(42)	(44)	(8)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
分別等処理施設	H25 110	0	0	3	7	0	0	6	1	1	13	1	5	17	6	10	0	3	74	28	45	8	1	0	0	0	
累計	(246)	(0)	(0)	(5)	(10)	(0)	(0)	(10)	(1)	(1)	(22)	(3)	(7)	(48)	(12)	(26)	(0)	(11)	(156)	(64)	(105)	(20)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)
合計	H25 371	0	0	6	27	0	0	27	1	3	36	3	7	64	23	53	0	8	230	103	143	27	1	0	0	0	
累計	(1177)	(4)	(2)	(24)	(65)	(1)	(4)	(93)	(6)	(4)	(99)	(29)	(20)	(227)	(76)	(139)	(1)	(44)	(710)	(328)	(461)	(109)	(1)	(2)	(0)	(1)	(1)

注 1) 1 件の搬出事例について、複数の基準不適合物質が含まれる。

注 2) 1 件の搬出事例について、複数の処理施設に搬出する場合がある。

注 3) ( ) 内の数字は、平成 22 年度からの累計件数である。

## 5. 汚染土壌処理業

### 5.1 汚染土壌処理施設

#### 1) 汚染土壌処理施設の許可・届出等の状況

平成 26 年 3 月 31 日現在で許可されている汚染土壌処理施設の件数を表 5-1 に、届出等の件数を表 5-2 に示す。許可されている事業所は 92 件で、施設件数は、「埋立処理施設」が最も多く、次いで「分別等処理施設」、「浄化等処理施設（浄化）」が多かった。

表 5-1 汚染土壌処理施設の許可件数（平成 25 年度末時点）

（件数：複数回答有）

許可件数	特定有害物質別 許可件数																										
	VOC（第一種）										重金属等（第二種）							農薬等（第三種）									
	四塩化炭素	一・一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	一・一・二・ジクロロエチレン	一・一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	有機りん化合物	
①浄化等処理施設（浄化）	30	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	25	24	22	9	25	24	25	24	23	22	12	12	12	3	12	
②浄化等処理施設（溶融）	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	4	6	6	6	6	5	5	6	5	6	2	5	
③浄化等処理施設（不溶化）	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	11	12	9	8	10	11	12	12	11	11	0	0	0	0	0	
④セメント製造施設	19	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	18	18	0	0	17	18	19	19	19	18	0	0	0	0	0	
⑤埋立処理施設	36	32	32	32	32	32	32	32	32	32	33	35	35	35	33	34	34	35	36	35	33	32	32	32	28	32	
⑥分別等処理施設	35	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	33	34	28	7	33	33	34	34	34	34	16	16	16	3	16	
合計	138	61	61	61	62	61	62	62	61	61	62	64	128	129	100	61	125	126	131	131	127	123	66	65	66	36	65

注）1つの事業所で複数の施設を所有しているため、施設数の合計と事業所数は一致しない。

表 5-2 汚染土壌処理施設別の届出等の件数

	事故の届出	変更		改善命令	休止	廃止	再開	許可の取消し	
		届出	許可						
①浄化等処理施設（浄化）	H25	1	38	3	0	1	0	2	0
	累計	( 2)	(155)	( 24)	( 0)	( 4)	( 4)	( 4)	( 0)
②浄化等処理施設（溶融）	H25	0	5	0	0	0	0	0	0
	累計	( 0)	( 19)	( 1)	( 0)	( 0)	( 1)	( 0)	( 0)
③浄化等処理施設（不溶化）	H25	1	18	2	0	0	0	0	0
	累計	( 2)	( 53)	( 10)	( 0)	( 0)	( 2)	( 0)	( 0)
④セメント製造施設	H25	0	9	0	0	0	0	0	0
	累計	( 0)	( 19)	( 2)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)
⑤埋立処理施設	H25	0	13	0	0	0	0	0	0
	累計	( 0)	( 34)	( 12)	( 0)	( 2)	( 3)	( 0)	( 0)
⑥分別等処理施設	H25	1	41	4	0	1	0	2	0
	累計	( 2)	(180)	( 24)	( 0)	( 5)	( 2)	( 4)	( 0)



## 2) 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の状況

平成 26 年 3 月 31 日現在で許可されている都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の状況を表 5-3 に示す。許可されている浄化等処理施設は、「関東地区」が最も多く、セメント製造施設は「九州地区」が最も多かった。また、埋立処理施設は、「東北地区」が最も多く、分別等処理施設は、「近畿地区」が最も多かった。



## 6. 自治体の取組状況等

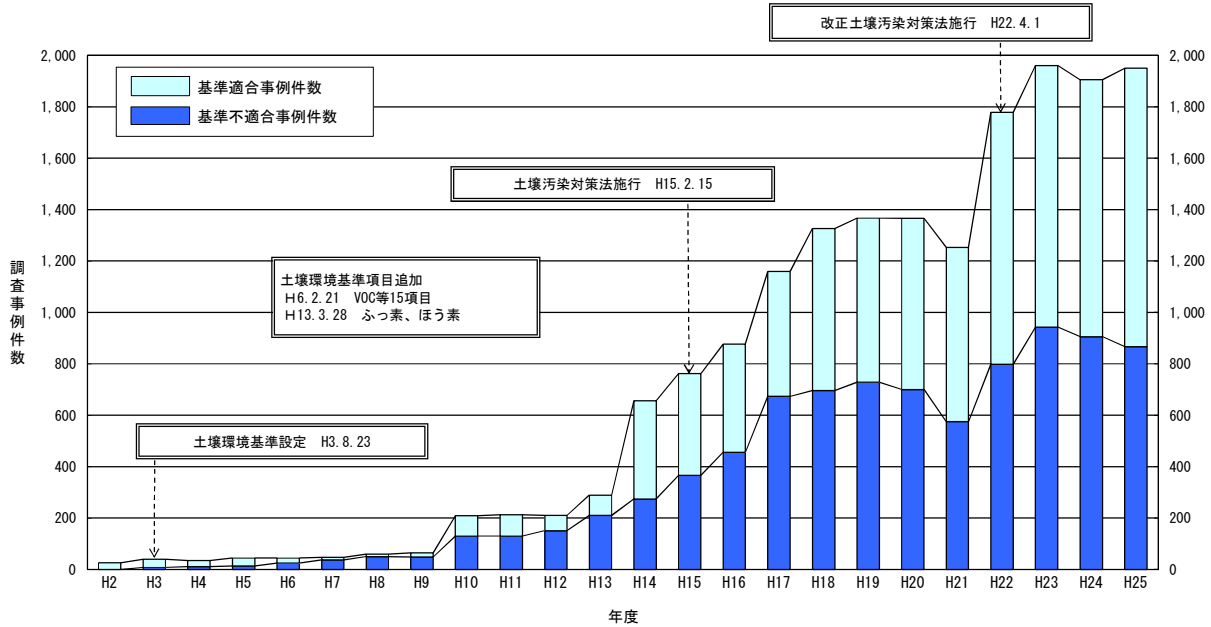
### 6.1 法対象外の事例を含めた調査事例

法に基づく事例に加え、条例・要綱等に基づくもの、自主的に行われたものなど、都道府県・政令市が把握している土壌汚染調査・対策事例を調査対象としてとりまとめた。

本調査結果のとりまとめにあたっては、土壌中の物質の濃度について何らかの調査（分析・測定）が行われた事例を「調査事例」と呼び、「調査事例」のうち土壌環境基準又は法の基準に適合しないことが判明した事例を「不適合事例」と呼ぶ。「調査事例」には土壌環境基準項目又は法の基準項目について調査（分析・測定）を行った事例のほか、それらの基準項目以外の物質について何らかの調査（分析・測定）を行った事例、法施行以前の土壌調査・測定事例も含まれる。

## 6.2 土壤汚染調査事例及び基準不適合事例数

平成 25 年度までに都道府県・政令市が把握した土壤汚染事例の累計は、調査事例が 17,808 件、基準不適合事例が 8,795 件であった。年度別の調査事例件数を図 6-1 に示す。平成 25 年度における調査事例件数は 1,949 件、うち法対象事例件数は 687 件であった。調査事例のうち基準不適合事例件数は 867 件、うち法対象事例件数は 479 件であった。



年度 件数	S49 以前	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
調査事例	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26

年度 件数	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
調査事例	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	762	877	1,159	1,326	1,367
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	90	164	185	265	244
不適合事例	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	366	456	673	696	728
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	21	43	48	77	81

年度 件数	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
調査事例	1,366	1,253	1,778	1,961	1,905	1,950	17,809
うち法対象	240	299	519	685	689	688	4,068
不適合事例	700	575	798	943	906	867	8,795
うち法対象	71	94	275	468	487	479	2,144

- 注 1) 各年度の集計基準は以下の通り。  
「調査事例」は、法に基づく事例は土壤汚染状況調査の結果報告が都道府県知事（政令市長）にあった年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。
- 注 2) 法に基づく調査事例は、旧法施行規則附則第 2 条（経過措置）の適用件数を含む。

図 6-1 年度別の土壤汚染調査事例

### 6.3 特定有害物質別基準不適合事例数

平成 25 年度の基準不適合事例及び平成 3 年度から平成 25 年度までの基準不適合事例について、特定有害物質別の報告件数を表 6-1、図 6-2 及び図 6-3 に示す。VOC では「トリクロロエチレン」、「ベンゼン」、「テトラクロロエチレン」の順に、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。また、累計では、VOC では「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「ベンゼン」の順に、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。

表 6-1 特定有害物質別の基準不適合事例数

(件数：複数回答有)

	特定有害物質																									
	VOC (第一種)					重金属等 (第二種)										農薬等 (第三種)										
	四塩化炭素	一・二・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエチレン	シス-1・2-ジクロロエチレン	1・1・1-トリクロロエタン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物
H25	7	6	27	50	5	7	55	10	5	66	60	33	126	63	90	3	29	510	293	348	58	3	2	2	5	2
累計	78	98	260	754	37	135	915	164	76	1,048	849	230	1,213	601	733	17	289	4,470	2,442	2,608	503	19	19	16	82	18

注 1) 1 件の事例で複数の物質について不適合であるものがある。  
 注 2) 累計は土壌環境基準設定以降、平成 25 年度末までの件数である。

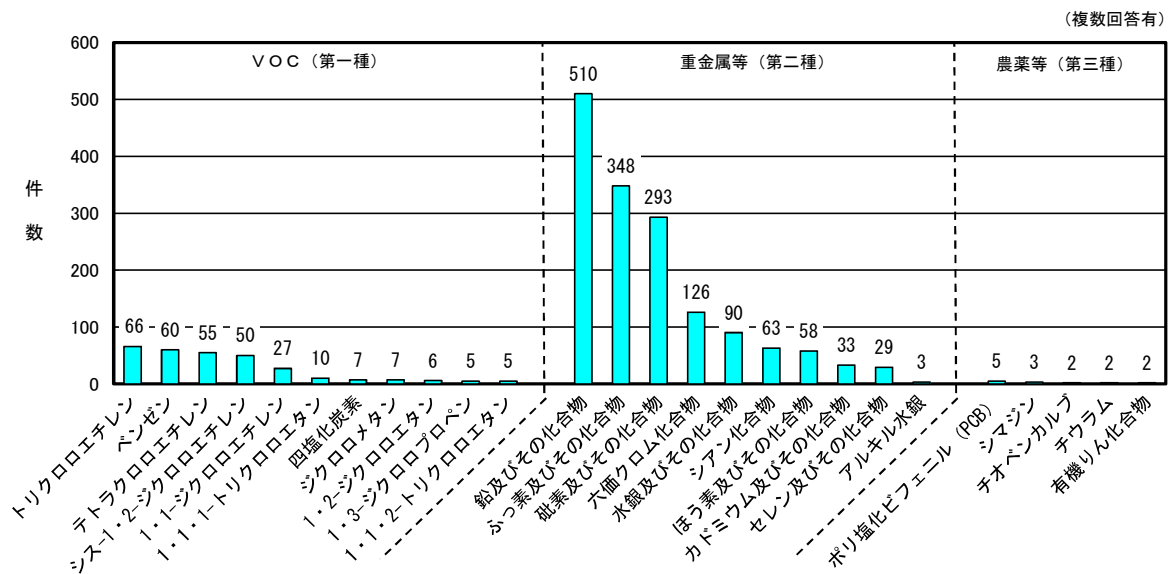


図 6-2 特定有害物質別の基準不適合事例数 (平成 25 年度)

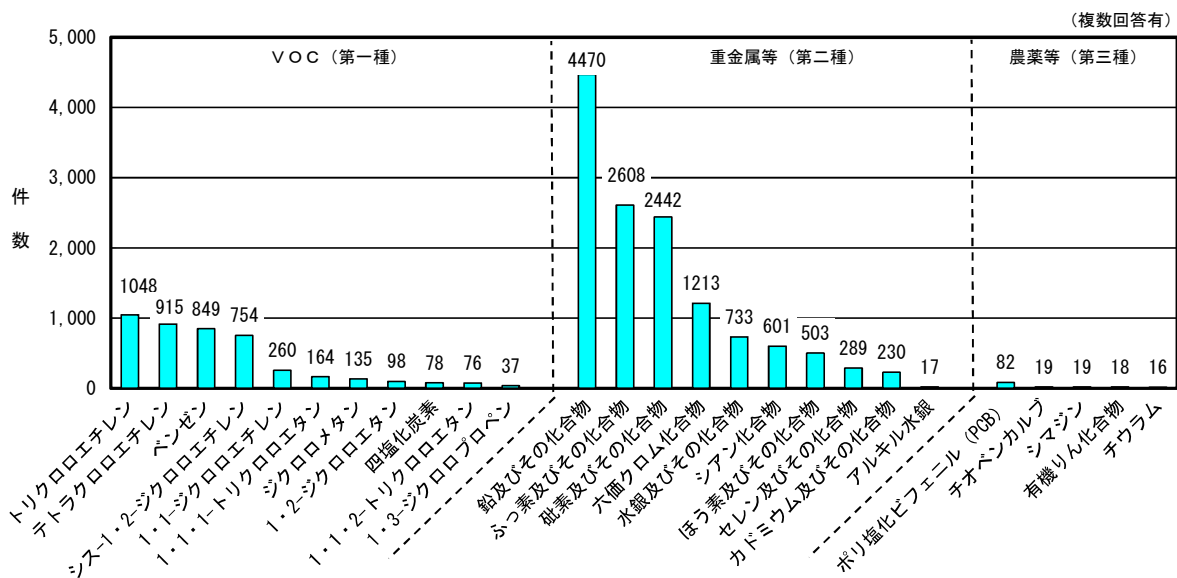


図 6-3 特定有害物質別の基準不適合事例数 (累計)

#### 6.4 建設発生土等の土壌汚染の把握状況

土壌汚染対策法が改正された平成 22 年 4 月以降に、自治体が建設発生土等の土壌汚染を把握した事例を表 6-2 に示す。自治体が建設発生土等の土壌汚染を把握した事例 28 件 (16 自治体) のうち、条例に基づき汚染を把握した事例は 11 件、建設工事段階及び自主的な調査で把握した事例は 17 件であった。17 件については、法に準拠して対応がなされていた。

表 6-2 自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例

自治体	事例数	内 容	対 応
A	1	着工後の自主調査で基準不適合が確認された。土壤汚染対策法に準じ土壤を運搬・処理するよう施工者に指導することで対応した。	法準拠
B	2	①区画整理事業地内で汚染が判明、市の条例に基づき対応した。 ②区画整理事業地内で汚染が判明、土壤汚染対策法に準じて対応するよう指導をした。	①条例 ②法準拠
C	1	法対象外案件において、搬出土壤の受入れ先の調査で鉛による汚染が発覚。その後、当該地は土壤汚染対策法に準じた土壤調査を実施したが、基準超過は確認されなかった。	法準拠
D	3	①公共事業等により発生した建設発生土で埋め立てられている残土処分場の土壤を盛土材として利用するため土壤調査を実施したところ、砒素を検出。条例に基づき、土砂の搬出を行った事業者に対して指導。 ②道路工事着工前に土壤調査を実施したところ砒素を検出。学識経験者等による検討委員会において、意見を聞き処理を実施。 ③橋脚工事に伴って発生した掘削土について建設事業者が、土壤調査を実施したところ砒素を検出。学識経験者等による検討委員会において、意見を聞き処理を実施。	①条例 ②法準拠 ③法準拠
E	2	①当該地で積上げられた土砂が崩落し、地域住民の要望により、土壤調査を実施したところ、砒素による土壤環境基準超過を確認した。その後、周辺への影響を確認するため、下流水路の水質について継続監視しており、異常値は認められていない。 ②上記崩落地周辺の土砂搬入地についても、地域住民の要望により同様に調査を実施したところ、砒素による土壤環境基準超過を確認した。その後、周辺への影響を確認するため、下流水路等の水質について測定したところ、異常値は認められなかった。	法準拠
F	1	土砂埋立完了の届出を受け、条例に基づく土壤検査を行ったところ、ふっ素及びセレンについて、基準超過があった。条例に基づき事業者を指導し、基準不適合土壤を撤去し、新たな土砂を搬入した。	条例
G	1	トンネル工事に伴う岩盤の仮置き土砂を事業者が検査したところ、基準値を超える重金属が検出された。岩盤であるが、土壤汚染対策法に準ずるとともに、条例に基づいた対応を指導した。	条例
H	1	残土処分に係る相談があり、残土の検査結果を確認したところ、土壤溶出量基準超過が確認された。基準不適合土壤については、土壤汚染対策法に準じて汚染土壤処理業者に処理を委託するよう指導した。	法準拠
I	1	行政の収去検査により基準不適合が発覚。条例に基づき対応後、文書により、事業者へ指導を行った。	条例
J	5	①立入検査時に、事前届出が無かった土砂の搬入があったことから、条例に基づき撤去指導し、撤去後の状況を確認するため、行政側で表土を分析した際に基準値超過が判明。再度、撤去指導を行った。 ②完了検査時に、事業者が行う土砂分析において、基準値超過があった。汚染範囲を調査させた上で、条例に基づき撤去指導を行った。 ③完了検査時に、事業者が行う土砂分析に合わせて、行政側においても、土砂分析を行った際に基準値超過があった。汚染範囲を調査させた上で、条例に基づき撤去指導を行った。 ④終了検査時に、事業者の行う土砂分析に合わせて、行政側においても、土砂分析を行った際に基準値超過があったため、条例に基づき是正指導を行った。 ⑤条例に基づき、立入検査時に採取した土砂について、行政側が分析した一か所について基準値超過があったため、再度、分析を行った。再度、採取し分析した結果、基準値超過は無かった。	条例
K	1	道路工事に伴い搬出した土砂について、自主調査を実施したところ鉛の溶出基準の超過が判明した。土壤汚染対策法に準ずる対応を指導。	法準拠
L	3	事業者の自主的な土壤調査で基準不適合が判明した。土壤汚染対策法に準じて処理施設への搬出処分を指導・実施した。	法準拠
M	1	高速道路のトンネルの建設工事の着手にあたり、施工会社の方針で自主的な事前調査により判明。土壤汚染対策法に準じて対応している。	法準拠
N	3	新規道路建設に伴う事前調査により、砒素を含んだ土壤が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壤を、遮水工封じ込め、盛土または最終処分場へ搬出予定。また、建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壤への対応マニュアル（暫定版）に準じて対応している。	法準拠
O	1	農地の嵩上げを目的とした土砂埋立て地の隣接水路で、住民が独自に水質調査を実施した結果、鉛が検出されたことを受け、当該土砂埋立て地において土壤調査を実施した結果、シアン等が検出された。条例に基づき対応している。	条例
P	1	土壤受入れ先の依頼で搬出予定土壤を分析したところ、砒素及びふっ素の基準値を超過した旨を事業者より報告を受けた。土壤汚染対策法に基づく区域の指定はしていないが、場外への土壤搬出にあたっては法に準じた取扱いを求めている。	法準拠

## 6.5 条例等の制定状況

### 1) 都道府県・政令市における条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況及び土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を内容に含む条例等の制定状況について以下に示す。

土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等を制定していると回答のあった 104 自治体における内容を表 6-3 に示す。条例等の内容は「汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が 60 件で最も多かった。また「④その他の土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容について、表 6-4 に示す。

**表 6-3 都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況**

(件数：複数回答有)

	都道府県・政令市における条例、要綱、指導指針等										
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているもの	—	—	—	26	29	30	33	25	25	25	25
② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの	5	7	7	5	5	5	5	5	5	7	7
③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	21	22	18	19	19	21	23	20	18	19	19
④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	16	16	17	18	17	17	19	19	18	19	20
⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	10	15	17	21	21	21	25	24	25	25	25
⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	6	5	6	8	8	15	22	37	44	43
⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	32	37	40	41	42	45	52	56	58	58	60
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	35	42	43	44	45	46	48	51	52	53	55
条例、要綱、指導指針等を制定している都道府県・政令市	61	68	72	73	76	80	84	93	103	104	104

注) ⑦は P. 60 に示す都道府県・政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等を含む。



都道府県・政令市が定めている条例、要綱、指導指針等

(下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの)

北海道	北海道公害防止条例	⑧	
岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	①③④⑦	
	岩手県土壌汚染対策指針	⑤	
宮城県	汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱	⑥	
山形県	山形県生活環境の保全等に関する条例	①④⑦⑧	
	<u>山形県汚染土壌等の処理に関する指導要綱</u>	⑥	新規
福島県	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	④⑤	
茨城県	茨城県生活環境の保全等に関する条例	④	
栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例	⑧	改正
	栃木県汚染土壌処理に関する指導要綱	⑥	
群馬県	群馬県の生活環境を保全する条例	①⑤⑦⑧	
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	①⑤⑦⑧	
千葉県	千葉県環境保全条例	⑧	
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	①⑤⑦⑧	
	東京都土壌汚染対策指針	⑤	
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	①②③④⑤⑥⑧	改正
新潟県	新潟県生活環境の保全等に関する条例	①③⑦⑧	
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	⑦	
福井県	福井県公害防止条例	⑧	
山梨県	工場等における地下水汚染防止対策指導指針	⑧	
長野県	長野県公害防止に関する条例	⑧	
岐阜県	岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱	③⑤⑦⑧	改正
静岡県	静岡県生活環境の保全等に関する条例	⑧	
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	①③⑤⑥⑦⑧	
	愛知県土壌汚染等対策指針	⑤	
三重県	三重県生活環境の保全に関する条例	①③⑤	
滋賀県	滋賀県公害防止条例	①⑦	
京都府	京都府環境を守り育てる条例	⑧	
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	①②③⑤⑦⑧	
	大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針	③④⑤	
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	⑧	
奈良県	生活環境保全条例	⑧	
和歌山県	和歌山県公害防止条例	⑧	
鳥取県	鳥取県公害防止条例	⑧	
島根県	島根県汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱	⑥	
岡山県	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	③⑧	
	岡山県汚染土壌の処理に係る指導要綱	⑥	改正
広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	①⑦⑧	
徳島県	徳島県生活環境保全条例	②③⑤⑦⑧	
香川県	香川県生活環境の保全に関する条例	①③⑦⑧	
愛媛県	愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱	⑥	
福岡県	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	⑧	
	福岡県土壌汚染対策指導要綱	④	
宮崎県	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例	⑧	
沖縄県	沖縄県生活環境保全条例	④	
札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	⑧	
旭川市	旭川市汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱	⑥	
青森市	青森市土壌汚染対策法第4条第1項の届出に係る添付書類等を定める要領	④	
八戸市	八戸市公害防止条例	⑦⑧	
	八戸市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	⑥	
秋田市	秋田市汚染土壌の処理に関する指導要綱	⑥	
山形市	山形市汚染土壌の処理に関する指導要綱	⑥	
いわき市	いわき市土壌汚染要措置区域等に係る台帳等の閲覧に関する事務処理要領	④	

水戸市	水戸市公害防止条例	⑧	
宇都宮市	宇都宮市汚染土壌処理に関する指導要綱	⑥	
前橋市	土壌及び地下水汚染対策要綱	④	
高崎市	高崎市公害防止条例	⑧	
太田市	太田市土壌汚染対策関係施行要領	④	改正
	太田市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	⑥	
さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例	①⑤⑦	
川越市	汚染土壌処理業の許可に関する手続を定める要綱	⑥	新規
草加市	草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例	①⑦	
越谷市	越谷市汚染土壌処理業の許可申請の手続等に関する要綱	⑥	
千葉市	千葉市環境基本条例	⑧	
	千葉市環境保全条例	⑧	
	千葉市土壌汚染対策指導要綱	①⑤⑦	
市川市	市川市環境保全条例	①③⑤⑦⑧	
	市川市汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱	⑥⑧	
船橋市	船橋市環境保全条例	⑧	
柏市	柏市環境保全条例	⑧	
市原市	市原市生活環境保全条例	⑧	
	市原市民の環境をまもる基本条例	⑧	
八王子市	八王子市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	⑥	
町田市	町田市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	⑥	
横浜市	横浜市公共用地等取得に係る土壌汚染対策事務処理要綱	①⑦	
	横浜市生活環境の保全等に関する条例	①②③⑤⑥⑦⑧	
	汚染土壌処理業許可申請前対策指針	⑥	
	土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針	⑧	
川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	①②⑤⑧	
	川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱	⑥	
	汚染土壌処理施設等専門家会議要綱	⑥	
横須賀市	横須賀市適正な土地利用の調整に関する条例	①⑧	
新潟市	新潟市生活環境の保全等に関する条例	⑧	
金沢市	金沢市環境保全条例	④	
福井市	福井市公害防止条例	⑧	
長野市	長野市公害防止条例	①③⑤	
岐阜市	岐阜市地下水保全条例	③⑦⑧	
浜松市	浜松市土壌・地下水汚染対策に関する要綱	①②③④⑦⑧	
名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	①⑤⑦⑧	
	土壌汚染等対策指針	⑤	
	土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針	③	
	名古屋市汚染土壌浄化施設の認定手続に関する要綱	⑥	
	名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例	⑥	
豊橋市	豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱	⑥	
	豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥	
	豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則	⑥	
岡崎市	岡崎市生活環境保全条例	④⑤⑦	
一宮市	一宮市土壌汚染対策法に係る事務処理要綱	⑤	
春日井市	春日井市土壌汚染対策法施行細則	④	
	春日井市生活環境の保全に関する条例	①	
	春日井市土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針	③	
豊田市	豊田市土壌汚染対策法施行要綱	④	
京都市	京都市汚染土壌処理業の許可に係る手続等に関する要綱	⑥	
大阪市	大阪市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
堺市	堺市汚染土壌処理業の許可の申請に係る協議等に関する要綱	⑥	
吹田市	吹田市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
高槻市	高槻市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
枚方市	枚方市公害防止条例	⑧	改正
	枚方市汚染土壌処理業の許可申請に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱	⑥	

茨木市	茨木市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥
八尾市	八尾市公害防止条例	⑧
東大阪市	東大阪市生活環境保全等に関する条例	⑧
	東大阪市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥
姫路市	姫路市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥
尼崎市	尼崎市の環境を守る条例	⑧
	工場跡地に関する取扱要綱	④
	尼崎市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥
加古川市	加古川市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥
岡山市	岡山市汚染土壌の処理に係る指導要綱	⑤⑥
倉敷市	倉敷市汚染土壌処理に関する指導要綱	⑥
福山市	汚染土壌処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱	⑥
北九州市	北九州市土壌汚染対策指導要領	②③
佐世保市	佐世保市環境保全条例	⑧
熊本市	熊本市土壌汚染対策法の施行に係る事務処理要綱	④⑧
	熊本市地下水、土壌及び公共用水域の汚染防止対策要綱	④⑧
宮崎市	宮崎市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥

- ① 法で定める調査契機他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているもの。
- ② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの。
- ③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの。
- ④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等。
- ⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの。
- ⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの。

表 6-4 「④その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容

岩手県	操業時においても、定期的な土壌又は地下水の調査と基準を超過した場合の報告を義務付け。
山形県	有害物質使用特定事業場（一部除外規定有）に対し、年1回以上、地下水または土壌の測定を義務化。また、汚染判明時には、知事への報告、措置の実施を行わせる。
福島県	土壌汚染対策法が適用されない汚染土壌の適正な処分を確保するため、汚染土壌の処理基準等を規定。
茨城県	特定の有害物質を使用する施設の届出と土壌及び地下水の汚染防止のための構造基準、定期点検義務、汚染時の対応、違反に対する処分等を定めている。
神奈川県	要措置区域等や汚染が判明している特定有害物質使用地において、土地の区画形質を変更する場合、周辺住民等への周知を義務付け。
大阪府	自主調査及び自主措置（以下「自主調査等」という。）の実施に関する基本的な事項を規定し、適切で、かつ客観性がある自主調査等が実施され、及びその結果が適切に活用されることを目的とする。
福岡県	法に定めのない届出（様式）等について規定した要綱。
沖縄県	特定有害物質等取扱施設における有害物質管理状況の点検の結果、有害物質が土壌に飛散等し、人の健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合は、土壌汚染の有無及び当該汚染の原因等に係る調査を実施することを規定。
青森市	法第4条第1項の届出対象地について、人為的汚染のおそれの有無を判断するための規定。
いわき市	指定区域及び有害物質使用特定施設に係る情報の管理及び閲覧などを規定。
前橋市	水質測定計画に基づく調査や事業者からの報告によって判明した汚染についての対策要綱。
太田市	一定の規模以上の土地の形質変更届に関する添付書類を規定。
金沢市	有害物質等の適正管理による未然防止。 ・有害物質使用特定施設を廃止した土地及び土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認められる土地について、行政による立入調査及び指導。 ・土壌汚染の指導基準として、溶出基準、含有量基準、全量基準（カドミウム、総水銀、鉛、ヒ素）を設定。
浜松市	汚染の除去等の措置の計画の提出および完了の報告を規定。法第6条第1項第1号に定める基準に適合しない場合の地下水の測定。
岡崎市	有害物質使用特定施設（土壌汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。）に係る工場又は事業場を設置している者において、建物等の除却時の調査及び土地の売却時の調査を規定。
春日井市	土壌汚染状況調査の報告期限の延長を申請する際の申請の様式を規定。調査の猶予を受けた土地について、土地の所有者等に対して毎年4月30日までに同月1日現在の当該土地の利用状況の報告を義務付け。
豊田市	事業者への各種通知の様式・土地の利用状況の報告を規定。
尼崎市	工場跡地等の用途転換・再開発等の際に事業者により土地の履歴、有害物質使用の状況等を報告することを規定。
熊本市	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地所有者に年1回、土地利用状況報告の提出を規定し、また法に定めのない届出の様式を規定した要綱。未然防止のために施設の構造基準等を定めた指導要綱。

**都道府県・政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等**

(下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの)

茨城県	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
栃木県	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
群馬県	<u>群馬県土砂等による埋立等の規制に関する条例</u>
埼玉県	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
千葉県	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例
岐阜県	岐阜県埋立て等の規制に関する条例
京都府	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例 淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱
和歌山県	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例
徳島県	徳島県生活環境保全条例
香川県	香川県みどり豊かであるおいのある県土づくり条例
愛媛県	愛媛県土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
高知県	高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例
大分県	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例
秋田市	秋田市汚染土壌の処理に関する指導要綱
水戸市	水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
つくば市	つくば市土砂等の埋立て等の規則に関する条例
宇都宮市	宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
さいたま市	さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例
川崎市	川崎市土砂のたい積等の規制に関する条例
熊谷市	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例
所沢市	所沢市土砂のたい積の規制に関する条例
春日部市	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例
千葉市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
市川市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
船橋市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
柏市	柏市土砂等埋立て等規制条例
市原市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
相模原市	相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例
長岡市	長岡市小国地域における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する措置を定める条例
富士市	富士市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例
春日井市	春日井市土砂等の埋立て等に関する条例
大津市	大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

2) 政令市以外の条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況および土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図ることも内容とする条例等の制定状況について以下に示す。

政令市以外で条例、要綱、指導指針等を制定している 307 自治体における内容を表 6-5 に示す。条例等の内容は、「汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が 229 件で最も多かった。

**表 6-5 政令市以外の市区町村における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況**

(件数：複数回答有)

	政令市以外における条例、要綱、指導指針等										
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
① 法で定める調査契機他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているもの	—	2	4	4	4	6	7	7	8	8	9
② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの	—	1	0	0	0	2	2	3	3	3	3
③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	—	2	3	4	4	4	4	3	2	2	2
④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	—	1	2	3	1	1	4	6	6	6	6
⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	3	1	2	2	5	5	4	4	6	5
⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	0	1	0	0	1	2	2	11	14	15
⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	—	170	159	155	171	185	197	185	210	223	229
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	—	29	22	36	39	40	44	48	48	51	72
条例、要綱、指導指針等を制定している政令市以外の市町村	—	204	192	194	211	224	233	237	265	298	307

注) ⑦は P. 65 及び P. 66 に示す政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等を含む。

**政令市以外の市区町村が定めている条例、要綱、指導指針等  
(下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの)**

北海道	帯広市公害防止条例	⑧		
	苫小牧市公害防止条例	⑧		
	江別市公害防止条例	⑧		
	登別市公害防止条例	⑧		
	恵庭市公害防止条例	⑧		
	伊達市公害防止条例	⑧		
	石狩市公害防止条例	⑧		
	北斗市公害防止条例	⑧		
	福島町公害防止条例	⑧		
	長万部町公害防止条例	⑧		
	倶知安町環境基本条例	⑧		
	余市町公害防止条例	⑧		
	中富良野町生活環境保全条例	⑧		
	下川町環境保全条例	⑧		
	遠軽町環境基本条例	⑧		
	豊浦町公害防止条例	⑧		
	洞爺湖町公害防止条例	⑧		
	安平町環境基本条例	⑧		
	音更町公害防止条例	⑧		
	芽室町公害防止条例	⑧		
	幕別町公害防止条例	⑧		
	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例	⑧		
	標津町公害防止条例	⑧		
	新十津川町環境基本条例	⑧		
	別海町公害防止条例	⑧		
	遠軽町環境保全条例	①		
	中頓別町環境基本条例	⑧		
	美しい東川の風景を守り育てる条例	⑧		
	秋田県	大館市環境保全条例	④⑦	
		大館市土壌搬入協議要綱	④	
東京都	大田区土壌汚染防止指導要綱	①②⑤		
	大田区土壌汚染防止指導要綱施行要領	⑤		
	板橋区土壌汚染調査・処理要綱	①⑤		
	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	④		
	西東京市工場・指定作業場が自主的に行う土壌汚染調査等に係る事務取扱指針	③		
	江東区マンション等の建設に関する条例	①		
	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例	①		
	荒川区市街地整備指導要綱	①		
	足立区公共用地の取得、改変及び処分における土壌汚染への対応に関する基本指針	④		
	足立区土壌汚染対応検討会議設置要綱	④		
	<u>檜原村環境保全条例</u>	⑧	新規	
	<u>柏崎市環境基本条例</u>	⑧	新規	
<u>柏崎市公害防止条例</u>	⑧	新規		
<u>新発田市環境基本条例</u>	⑧	新規		
<u>小千谷市環境基本条例</u>	⑧	新規		
<u>十日町市住みよい環境づくり条例</u>	⑧	新規		
<u>見附市環境基本条例</u>	⑧	新規		
<u>燕市環境基本条例</u>	⑧	新規		
<u>糸魚川市環境基本条例</u>	⑧	新規		
<u>妙高市環境基本条例</u>	⑧	新規		

	<u>妙高市公害防止条例</u>	⑧	新規
	<u>妙高市宅地開発等指導要綱</u>	⑧	新規
	<u>五泉市公害防止条例</u>	⑧	新規
	<u>阿賀野市環境基本条例</u>	⑧	新規
	<u>佐渡市環境基本条例</u>	⑧	新規
	<u>魚沼市環境基本条例</u>	⑧	新規
	<u>魚沼市生活環境保全条例</u>	⑧	新規
	<u>南魚沼市環境基本条例</u>	⑧	新規
	<u>阿賀町のきれいな空気、おいしい水及び安全な土を守り続ける条例</u>	⑧	新規
	<u>湯沢町環境基本条例</u>	⑧	新規
	<u>関川村公害防止条例</u>	⑧	新規
長野県	岡谷市公害防止条例	⑧	
	伊那市環境保全条例	⑧	
	中野市環境保全及び公害防止に関する条例	⑧	
	辰野町公害防止条例	⑧	
	飯島町さわやか環境保全条例	⑧	
	宮田村環境保全条例	⑧	
	小布施町生活環境保全に関する条例	⑧	
	南箕輪村環境の保全に関する条例	⑧	
	多治見市事業の環境影響事前調査等実施要綱	①	新規
	中津川市環境保全条例	⑧	新規
岐阜県	野洲市生活環境を守り育てる条例	①②⑤⑦⑧	
	高島市未来へ誇れる環境保全条例	⑦⑧	
	近江八幡市環境保全に関する条例	⑧	
滋賀県	池田市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	箕面市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	泉大津市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	河内長野市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	富田林市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	大阪狭山市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	太子町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	河南町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	千早赤阪村汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	阪南市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	松原市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	貝塚市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	和泉市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	<u>熊取町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針</u>	⑥	新規
	徳島県	勝浦町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	①②⑤⑥⑦
石井町土砂及び再生砕石等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		⑦	
福岡県	大牟田市環境基本条例	⑧	
	小郡市環境保全条例	⑧	
	古賀市環境基本条例	⑧	
	古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例	⑧	
	宮若市環境基本条例	⑧	
	嘉麻市環境基本条例	⑧	
	那珂川町環境基本条例	⑧	
	鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会要綱	③	
	みやこ町環境保全条例	⑦	
	赤村環境保全条例	⑧	改正
東峰村自然環境保全条例	④⑧		
熊本県	<u>太宰府市環境基本条例</u>	⑧	新規
	南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防	⑦	



	止に関する条例		
宮崎県	都城市環境保全条例	⑧	
鹿児島県	<u>始良市環境基本条例</u>	⑧	新規

- ① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているもの。
- ② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの。
- ③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの。
- ④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等。
- ⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの。
- ⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの。

## 政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、 埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等

<b>茨城県</b>	<p><b>常陸太田市、小美玉市</b> 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例</p> <p><b>龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、古河市、結城市、下妻市、鹿嶋市、坂東市、神栖市、行方市、銚田市、八千代市、五霞町、境町</b> 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例</p> <p><b>日立市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町</b> 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</p> <p><b>土浦市、石岡市、取手市、稲敷市、かすみがうら市、常総市、潮来市、筑西市、桜川市、水戸市</b> 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</p> <p><b>つくば市</b> 土砂等の埋立て等の規制に関する条例</p> <p><b>つくばみらい市</b> つくばみらい市環境保全条例</p>
<b>栃木県</b>	<p><b>足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那須町、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那珂川町、下野市</b> 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p>
<b>群馬県</b>	<p><b>野木町</b> うるおいのあるまちづくり条例</p> <p><b>桐生市</b> 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p> <p><b>板倉町</b> 残土等による土地の埋立て盛土又はたい積行為に関する指導要綱</p> <p><b>邑楽町、藤岡市</b> 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</p>
<b>埼玉県</b>	<p><b>行田市、狭山市、羽生市、入間市、久喜市、蓮田市、嵐山町、皆野町、杉戸町、横瀬町、小鹿野町</b> 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</p> <p><b>秩父市、和光市、桶川市、北本市、幸手市、上尾市、新座市、深谷市</b> 土砂等のたい積の規制に関する条例</p> <p><b>本庄市、三郷市、越生町、鳩山町、美里町、宮代町</b> 土砂のたい積の規制に関する条例</p> <p><b>飯能市、加須市、日高市、ときがわ町</b> 環境保全条例</p> <p><b>東松山市、滑川町</b> 土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例</p>
<b>千葉県</b>	<p><b>八潮市</b> 八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例</p> <p><b>毛呂山町</b> 土地の埋立て等の規制に関する条例</p> <p><b>佐倉市、神崎町</b> 土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例</p> <p><b>銚子市、成田市、東金市、八街市</b> 土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例</p> <p><b>館山市、野田市、鴨川市、鎌ヶ谷市、富里市、南房総市、香取市、いすみ市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町</b> 小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p> <p><b>大網白里町</b> 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例</p> <p><b>木更津市、茂原市、旭市、習志野市、流山市、八千代市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、酒々井町、横芝光町、勝浦市</b> 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p>
<b>東京都</b>	<p><b>我孫子市</b> 埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p> <p><b>匝瑳市</b> 土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p> <p><b>山武市</b> 残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例</p> <p><b>芝山町</b> 残土等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例</p> <p><b>鋸南町</b> 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例</p> <p><b>奥多摩市</b> 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</p> <p><b>日の出市</b> 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</p> <p><b>あきる野市</b> あきる野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</p>
<b>神奈川県</b>	<p><b>秦野市、伊勢原市、大井町</b> 土地の埋立等の規制に関する条例</p> <p><b>南足柄市、中井町</b> 土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例</p>
<b>新潟県</b>	<p><b>関川村</b> 関川村公害防止条例</p>
<b>長野県</b>	<p><b>信濃町</b> 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例</p>
<b>岐阜県</b>	<p><b>美濃市</b> 住みたいまち美濃市の環境を守る条例</p> <p><b>中津川市</b> 中津川市埋立て等の規制に関する条例</p> <p><b>本巣市</b> 本巣市砂利採取事業等に関する指導要綱</p>

静岡県 愛知県	大野町	大野町埋め立て等の規制に関する条例
	三島市	三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	みよし市、阿久比町、西尾市	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	犬山市	埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例
	大口町	地下水の水質保全に関する条例
	豊明市、刈谷市、長久手市	土砂等の採取及び埋立て等に関する条例
	日進市	土砂の採取及び埋立てに関する条例
	東郷町	土質等規制条例
	美浜町	土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	扶桑町	埋立て等の規制に関する条例
滋賀県	尾張旭市	土砂等の埋立て等に関する条例
	南知多町、武豊町	土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	野洲市	野洲市生活環境を守り育てる条例
	高島市	高島市未来へ誇れる環境保全条例
	京都府	土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例
	亀岡市	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採取事業の規制に関する条例
	八幡市	土砂等による埋立等事業規制に関する条例
	京田辺市	京丹波町の環境保全等に関する条例
	京丹波町	砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例
	城陽市	開発等に関する条例
大阪府	京丹後市	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
	宇治田原町	土砂埋め立て等による土壌汚染及び災害を防止するための規制条例
	富田林市	土砂等による埋め立て、盛り土又はたい積行為の規制に関する条例
	岬町	土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例
	柏原市	土砂埋め立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例
	河内長野市	生活環境の保全等に関する条例
	和泉市	土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例
	兵庫県	淡路市における残土埋立事業の適正化に関する条例
	洲本市、南あわじ市	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生防止に関する条例
	奈良県	高取町
徳島県	阿南市	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	勝浦町	土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	石井町	土砂及び再生採石等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	今治市	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
愛媛県 福岡県	豊前市、吉富町、上毛町	土砂等のたい積の規制に関する条例
	築上町、みやこ町	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	佐賀市	佐賀市盛土条例
佐賀県 熊本県 大分県	南関町	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	豊後高田市、宇佐市	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	杵築市、日出町、姫島村	土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例
大分県	国東市、中津市	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
	佐伯市	佐伯市埋立て等規制条例
	志布志市	志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
鹿児島県	志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	

## 6.6 権限を委譲している自治体

地方自治法に基づき、政令市以外の市町村へ法の事務権限を委譲している都道府県及び委譲を受けている市町村を表 6-6 に示す。事務権限を委譲している都道府県は6自治体、委譲を受けている市町村は25自治体であった。

**表 6-6 地方自治法に基づき市区町村へ権限を委譲している自治体及び事務権限の委譲を受けている市町村**

地方自治法に基づき市町村まで事務の権限を委譲している都道府県	地方自治法に基づき事務権限の委譲を受けている市町村
岩手県	花巻市
	北上市
	宮古市
茨城県	笠間市
	古河市
埼玉県	久喜市
福井県	鯖江市
大阪府	池田市
	箕面市
	豊能町
	能勢町
	松原市
	大阪狭山市
	富田林市
	河内長野市
	太子町
	河南町
	千早赤阪村
	泉大津市
	忠岡町
	和泉市
	貝塚市
	阪南市
熊取町	
岡山県	新見市

## 6.7 基金・補助融資制度等

### 1) 土壌汚染対策基金に係る要綱等の策定状況

土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等の策定状況を表 6-7 に示す。

**表 6-7 土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等**

自治体名	要綱等名称	策定年度
さいたま市	さいたま市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 19 年度
岐阜市	岐阜市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 25 年度
一宮市	一宮市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 23 年度
大阪市	大阪市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 18 年度

### 2) 補助融資制度の保有状況

各自治体における補助融資制度の保有状況等を表 6-8 から表 6-12 に示す。25 自治体が、補助や融資制度を有していた。

**表 6-8 補助融資制度の有無**

	都道府県・政令市の数										
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
補助融資制度を有している	39	37	37	37	33	34	33	32	33	29	25
補助融資制度はない	107	110	110	111	120	120	122	123	122	127	132
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155	156	157

**表 6-9 補助融資制度の利用有無**

	都道府県・政令市の数										
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
制度が利用されたことがある	—	0	0	2	2	2	2	3	3	2	2
制度が利用されたことはない	—	37	37	35	31	32	31	29	30	27	23
回答自治体数	—	37	37	37	33	34	33	32	33	29	25

**表 6-10 補助融資制度の財政的支援の対象**

(複数回答有)

	都道府県・政令市の数										
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
①土壌汚染の調査	—	12	13	14	15	15	14	13	14	13	11
②土壌汚染対策	—	21	18	23	25	26	25	23	25	22	21
③モニタリング	—	4	4	5	6	7	6	6	7	7	8
④その他	—	6	8	7	7	10	10	11	9	8	6
合計	—	43	43	49	53	58	55	53	55	50	46

**都道府県・政令市が定めている補助・融資制度**  
**(下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの)**

北海道	中小企業総合振興資金	
宮城県	中小企業融資制度（環境安全管理対策資金）	
福島県	福島県環境創造資金融資制度	
栃木県	栃木県環境保全資金融資制度	改正
群馬県	<u>群馬県環境生活保全創造資金融資</u>	新規
埼玉県	環境みらい資金貸付制度	
東京都	産業力強化融資（チャレンジ）	
神奈川県	中小企業制度融資－フロンティア資金	
新潟県	新潟県環境保全資金融資制度	
石川県	石川県環境保全資金融資制度	
愛知県	環境対策資金融資制度	
三重県	三重県中小企業融資制度（環境保全資金）	
愛媛県	愛媛県環境保全資金貸付利子補給金交付制度	
福岡県	福岡県環境保全施設等整備資金融資制度	
仙台市	地域産業活性化融資（環境保全促進資金）	
高崎市	環境改善資金融資制度	
船橋市	船橋市中小企業融資制度	
柏市	柏市中小企業資金融資制度	
横浜市	横浜市中小企業金融制度	
川崎市	土壌汚染対策資金融資	
平塚市	平塚市中小企業融資制度	
金沢市	金沢市産業振興資金	
長野市	長野市中小企業振興資金融資制度	
名古屋市	名古屋市環境保全設備資金融資	
豊田市	豊田市環境保全設備等整備資金融資あっせん及び利子補給制度	改正
福山市	福山市環境保全資金融資制度	
福岡市	福岡市商工資金融資制度	

表 6-11 補助融資制度の制定・改正予定

	都道府県・政令市の数										
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
①具体的に検討している	2	0	1	3	2	2	0	2	0	0	1
②具体的予定はないが必要である	29	31	40	40	39	37	36	34	33	30	24
③現在は必要ない	115	116	106	105	112	115	119	119	122	126	132
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155	156	157

表 6-12 補助融資制度の必要性に関する主な理由・背景

自治体名	補助融資制度の制定・改正を「①具体的に検討している」もしくは「②具体的予定はないが必要である」と回答した理由・背景
青森県	現時点では、制度の制定等は検討していないが、今後、土地所有者等に土壤汚染状況調査の費用等を支払う能力がないケースも想定されることから、必要性を感じる。
富山県	現在、具体的な事例がないため融資制度の制定等は検討していないが、今後、調査事例の増加により土壤汚染事例も増えることが想定される。これに伴い、土地所有者等による措置の件数も増えると想定されることから、措置の速やかな実施のためには融資制度の必要性も高まると考えられる。
愛知県	環境対策資金の融資実績が近年低迷しており、財政当局から「産業労働部の融資制度に統合すること」との意見が出されていたため、平成 26 年 4 月 1 日付けで、本県産業労働部の融資制度に統合された。
滋賀県	具体的な事案が生じたときに対策を円滑に進めるために必要。
鳥取県	申請があった場合に、即時対応出来るようにするため。
広島県	個人経営者が土壤汚染状況調査や、要措置区域に指定された場合の措置を行う際に、金銭的な事情により、調査等が進まないケースがあるため。
大分県	小規模な事業場などは調査にかかる費用負担が大きいと考えられるため。
沖縄県	土壤汚染対策法第 4 条に基づく届出制度の創設により汚染のおそれの把握の機会が増えたことから、土壤汚染状況調査命令件数も増えることが予想され、その際、土地所有者（個人）等において、調査に関する費用が負担となることが想定されるため。
札幌市	事業者と土地所有者が異なる場合、汚染調査及び汚染対策を土地所有者が行うには、金銭的に過大な負担となるケースの発生が今後、起こりうるため。
八戸市	法第 4 条届出の件数も増加しており、今後、基金の活用が想定されるため。
盛岡市	現時点で事例はないが、汚染原因者が特定されている場合や負担能力の基準等、条件に該当しなければ土壤汚染対策基金制度の対象とならないため、土地所有者等が対策を実施する際に補助が必要な事例が出てくることが考えられる。
松戸市	法第 3 条に基づく調査契機として、小規模の工場・事業場における経営の破綻や事業者の死亡による事業の廃止等が予想される。この場合、経済的理由や相続手続きの長期化により、調査が速やかに実施されず、ブラウンフィールドが発生する恐れがあるため。ただし、調査補助・融資制度等の実施については、調査義務を所有者と特定施設設置者のどちらが負うかによって、補助・融資制度等に伴う便益が異なるため公的な資源を投入することは、現段階においては、疑義も大きいと考えられる。
町田市	廃止時点で調査対策のための十分な資金が無い事業者・土地の所有者が出てくることが想定されるため。
横須賀市	個人事業主などの零細企業の場合、土壤調査の資金すら捻出できない事業者もある。まして、汚染の措置はさらに費用がかさむものであり、手をつけられないまま残ってしまうことも大いに想定されるため。
厚木市	現状では事例がないが、個人経営のクリーニング店などが本市にも複数存在しており、要措置区域と判断された場合、対応が困難と想定できる案件が少なからず存在するため。被害防止のために必要になってくる制度ではあると思うが、予算化等が難しく、具体的な予定については全くめどが立たない。
甲府市	これまで補助融資が必要な案件は発生していないが、措置が実施される土地が散見されるようになってきたことから、補助融資が必要な案件が出てくることが予想されるため。土壤汚染に対して措置が実施される土地が散見されるようになってきたが、補助融資が必要な案件は発生していない。

名古屋市	現行制度では施設の設置を伴う対策に限られているが、例えば掘削除去等、対象範囲を拡げることによって制度の利用を促したい。
京都市	将来、汚染原因者が不在又は費用負担能力がない土地の所有者等に対する補助融資制度が必要になる可能性が高いため。
吹田市	補助融資制度を制定することで、土地所有者等へ法の運用が円滑に進められ、人の健康に係る被害の防止になると考えられるため。
奈良市	今後、土壌汚染や法に基づく土壌汚染状況調査等の事例が多くなると考えられ、土地所有者に調査の費用負担能力がない場合等が考えられるため。
倉敷市	現に有害物質を使用している、又は法第3条ただし書きにより調査義務の一時免除を行なっている事業所が多数あり、廃業後、調査実施で汚染が発覚した場合、処理に係る費用を負担できないと思われる中小企業や零細企業が存在するため。
呉市	過去に必要なであったことはないが、今後、土地所有者が調査等の費用負担能力のない事例が想定されるため。
鹿児島市	零細企業や個人経営による有害物質使用特定施設が廃止された場合、調査等の費用負担能力があるとは限らないため。



### 3) 基金等の状況

汚染原因者が不在又は費用負担能力がない場合に、土壌汚染の調査や回復対策に利用できる基金等の保有状況を表 6-13 に、基金の名称を表 6-14 に示す。また、基金等を保有していない回答のうち、「必要性について判断できない」が 90 自治体で最も多く、次いで「現在検討も行っていないが、必要である」が 53 自治体であった。

**表 6-13 基金等の保有状況**

	都道府県・政令市の数											
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
①ある	1	1	2	2	3	3	3	3	2	2	3	
②ない（現在のところ特にないが、検討を行っている）	0	0	2	2	3	3	2	2	1	1	0	
③ない（現在検討も行っていないが、必要である）	54	57	64	59	54	55	54	58	54	55	53	
④ない（必要性について判断できない）	82	79	70	75	79	80	80	78	84	88	90	
⑤ない（その他）	9	10	9	10	12	13	16	14	14	10	11	
回答自治体数	146	147	147	148	151	154	155	155	155	156	157	

**表 6-14 保有している基金の名称**

自治体名	基金の名称等「①基金等がある」の内容
千葉県	「ちば環境再生基金」 同基金は不法投棄対策等への支援として「負の遺産対策事業」への助成を行うものである。廃棄物の撤去など、汚染現場の原状回復を行う際に利用することができる。
岐阜県	「岐阜県環境浄化機材貸出要領」 揮発性有機化合物による土壌・地下水汚染の除去を適切かつ円滑に実施するため、浄化のための資力がないと認められる中小企業等に対し、県が環境浄化機材の貸出を行うもの。
八王子市	「土壌調査委託費（市費）」 地権者等に替わり本市が全て調査を実施するための費用。係った調査の費用負担については、別途地権者等と協議とし、調査を行うことを優先としている。